

令和4年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	共通区	所管局	対応 ※一部対応含む
鶴見	7	新型コロナウイルス感染症入院患者に係る医療費公費負担事務の円滑化	新型コロナウイルス感染症入院患者の公費負担関連事務(申請様式・入院勧告書の患者あて発出及び診査会事務(区から局への訪問依頼等)を除く)の一元化	9区 港北区・港南区・金沢区・都筑区・保土ヶ谷区・瀬谷区 磯子区・青葉区・南区	健康福祉局	○
鶴見	8	結核患者移送に関する対象者の見直し	1 横浜市での移送対象者を限定せず、自力での移動が困難な患者については移送車(民間救急車)の利用を可能とする 2 市外から市外への転院搬送が必要な場合、消防局ワークステーション訓練用車両の弾力的運用を可能とする	3区 金沢区・南区・旭区	健康福祉局	○
鶴見	9	70歳の無料歯周病検診の機会を活用した、歯科医師会との協働によるオーラルフレイル予防の普及啓発事業	歯周病検診の最後の機会となる70歳(無料)対象者に個別通知を行い、オーラルフレイル予防の啓発(情報提供やセルフチェック)と、受診時の歯科医師等によるオーラルフレイル予防に関する個別指導の実施	4区 港南区・金沢区・栄区・西区	健康福祉局	○
鶴見	10	保育所における医療的ケア児受入れ支援	1 医療的ケア児の保育所受入れガイドライン整備 2 受入れ要件の見直し 3 受入れに必要な環境整備への財政支援	全区	こども青少年局	○
神奈川	2	横浜防災ライセンス資格取扱リーダername簿の更新	1 住民基本台帳等の情報を基に、死亡や転居の情報を確認、名簿の更新 2 高齢等でリーダーとして活動が難しくなることもあるため、定期的なリーダーとしての活動可否の確認	6区 南区・磯子区・港北区・緑区・戸塚区・泉区	総務局	—
神奈川	6	管理不全空家の改善指導における外部委託の積極的活用による空家対応力の強化	1 (令和5年度)管理不全空家の改善指導について、一括で外部委託できるようにすること 2 (令和4年度)外部委託の移行準備期間として①登記情報情報サービスの利用、所有者調査、経過観察調査の委託の本格実施、②初期指導の現場調査委託のモデル実施、③アウトソーシングに向けたモデル検証、を行うこと	15区 鶴見区・港北区・西区・中区・港南区・保土ヶ谷区・旭区 磯子区・金沢区・緑区・青葉区・都筑区・戸塚区・泉区 瀬谷区	建築局	○
神奈川	9	保育・教育施設における地域との連携を目指した防災対策支援	1 保育・教育施設を対象にした講座の実施 2 教材の提供等各施設が防災対策を進めるための支援	6区 南区・保土ヶ谷区・港北区・青葉区・戸塚区・泉区	こども青少年局	○
神奈川	10	横浜市自立生活安定化支援事業の支援対象者の拡充	現状の横浜市内の簡易宿泊所等、無料低額宿泊所、法的位置づけのない施設を利用する被保護者に加え、下記①及び②への対象者の拡大 ①ネットカフェやビジネスホテル等の一時的な居所を利用している生活保護申請中の者 ②住居確保給付金が対象となる住宅を喪失している者	9区 南区・港南区・保土ヶ谷区・青葉区・都筑区・戸塚区 泉区・瀬谷区	健康福祉局	○
神奈川	11	臨海部における雨水排水施設の適切な維持管理及び浸水対策	1 所管部署や役割分担の明確化 2 独自の管理ルールの策定 3 雨水排除計画の見直し、策定 4 必要な予算の継続的な確保	2区 鶴見区・中区	港湾局	○
					環境創造局	○
					道路局	○
西	7	障害者生活体験事業(西区版生活支援拠点のモデル事業)の推進	西区が実施している障害者生活体験事業(西区版生活支援拠点モデル事業)を希望する区(地域)で実施できるよう予算化	4区 神奈川区・保土ヶ谷区・旭区・港北区	健康福祉局	○
西	8	要電源の医療的ケアを必要とする障害児・者等への災害対策として非常用電源購入費の助成制度の創設	人工呼吸器等、電源を要する医療機器を使用する障害児・者等に対し、非常用電源装置(蓄電池)の購入補助	14区 鶴見区・神奈川区・中区・南区・港南区・保土ヶ谷区・旭区 磯子区・港北区・都筑区・戸塚区・栄区・泉区・瀬谷区	健康福祉局	○
中	2	矢羽根型サインや絵タイルなどの観光案内施設の維持管理に関するガイドライン策定	ガイドラインの策定及び予算措置	4区 鶴見区・神奈川区・西区・南区	道路局	○
					都市整備局	○
南	1	安全で安心な「子どもの遊び場」制度構築	「子どもが健康的で安全に遊ぶことのできる施設」を維持するため、要綱改正やマニュアル策定による、管理運営方法等の制度構築及び必要な遊具更新費用の確保を要望 1 要綱及びマニュアル等の制度構築 2 遊具等の更新費用	7区 鶴見区・保土ヶ谷区・港北区・緑区・青葉区・泉区 瀬谷区	市民局	○
南	2	持続可能なマイナンバー事務執行体制の構築	1 マイナンバー関連包括機能の検討・推進 2 交付特設センターの恒久化と機能拡充 3 行政サービスコーナーのプラン化 4 区におけるマイナンバー専門相談窓口機能の新設	13区 神奈川区・保土ヶ谷区・青葉区・栄区(1、2、4のみ) 中区(1、2のみ)・旭区・金沢区・緑区・都筑区 港北区(1のみ)・泉区・磯子区(2のみ)・瀬谷区	デジタル統括本部 市民局	— ○
南	3	地域移行を進めるにあたり、特に調整が困難な障害児・者に対する専門的支援の実施	1 地域移行が特に困難な障害者を対象とする短期入所利用をとおした専門的支援の実施 2 障害児入所施設に入所する障害児・者への地域移行コーディネートの実施 3 (1)やむを得ない措置適用に係る運用方針(実施判断基準、決定プロセス等)の検討 (2)やむを得ない措置実施に係る事務手続きの見直し	13区 鶴見区・神奈川区・西区・港南区・保土ヶ谷区・旭区 金沢区・港北区・緑区・都筑区・栄区・泉区・瀬谷区	健康福祉局	○
					こども青少年局	○
南	4	母子生活支援施設所在区における課題分析及び解決に向けた対応策の実施	1 母子生活支援施設所在区における課題分析及び解決策の検討を行う局と区による検討会の開催 2 解決策の内容に応じた適切な予算の確保	5区 鶴見区・港南区・金沢区・戸塚区・泉区	こども青少年局	○
南	8	地震火災対策重点路線の早期整備	1 汐見台平戸線 事業費の確保と整備の推進 2 六角橋線 未着手区間の早期事業化(認可取得等) 3 泥亀谷利谷線 現道のない区間530mの早期整備 4 事業所管部署の体制強化	2区 神奈川区・金沢区	道路局	○
南	9	予防接種実施依頼書(他都市依頼のみ)の電子申請受付の実施	1 電子申請フォームによる申請受付 2 予防接種実施依頼書発行マニュアルの改訂	2区 西区(一部のみ)・都筑区	健康福祉局	○
南	10	採血業務の安全・安定的な運営	委託業者が区役所を訪問して採血を行う巡回型検査を導入	1区 西区	健康福祉局	—
港南	1	区庁舎へのWEB会議用防音ブースの設置	1 区庁舎へのWEB会議用の防音ブースの設置 2 設置・運用についての技術的支援	7区 鶴見区・神奈川区・西区・緑区・青葉区・栄区・瀬谷区	デジタル統括本部	○
港南	2	区役所・土木事務所におけるYCAN無線LAN環境の整備	新市庁舎と同様に、職員が自席以外の場所においてもYCAN・区共有ファイルサーバ等に接続できるフリーアクセス環境の整備	全区	デジタル統括本部	○
港南	3	ICTを活用した市民向け情報発信手段の拡充	1 横浜市LINE公式アカウントの機能拡充 2 スマートフォン向け総合型行政情報アプリの開発	9区 鶴見区・神奈川区・西区・南区(1のみ)・旭区 磯子区(2のみ)・港北区・緑区(1のみ)・泉区	デジタル統括本部	○
					市民局	○

令和4年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	共通区	所管局	対応 ※一部対応含む
保土ヶ谷	1	管理不全空家への迅速で効果的な対策の検討	区民の生活環境への悪影響を及ぼす管理不全な空家に対して、早期改善を促せる環境づくり 1 法制度改正等に向けた検討費用 2 特定空家認定基準の見直し 3 非特定空家に対する住宅用地特例の適正な運用に向けた情報体制の整備	14区 鶴見区・神奈川区・西区・中区・港南区・旭区・磯子区 金沢区・港北区・緑区・青葉区・泉区・栄区・瀬谷区	建築局	○
保土ヶ谷	3	地域福祉保健計画の周知・啓発	第4期地域福祉保健計画の周知・啓発	5区 神奈川区・中区・金沢区・都筑区・泉区	健康福祉局	—
保土ヶ谷	7	補充的避難所の強化及び具体的な運営方法の策定	1 地域防災拠点に準じた食料等の備蓄や通信手段設備の確保 2 備蓄倉庫の確保について施設所管局等との調整 3 補充的避難所の具体的で全庁的な運用方法の策定	4区 西区・南区・金沢区・港北区	総務局	○
保土ヶ谷	8	民生委員・児童委員の活動支援策の推進及び担い手の確保の取組	活動支援策及び協力員等担い手確保の取組の推進	4区 西区・中区・港北区・南区(一部賛同)	健康福祉局	○
旭	9	旧青少年の家の解体撤去	建物等の解体・撤去 【旭区】 旧鶴ヶ峰青少年の家(現鶴ヶ峰地区町内会連合会館) 【金沢区】 旧青少年の家(現六浦地区連合会館)	1区 金沢区	市民局	○
旭	14	公園緑地の安全・安心向上に向けた維持管理の充実	安全・安心な公園緑地を提供するためには計画的に維持管理ができる事業費確保や中長期的な視点での持続的な管理を行うための整備手法、維持管理基準等の検討	11区 鶴見区・保土ヶ谷区・戸塚区・青葉区・緑区・都筑区・西区 中区・栄区・神奈川区・瀬谷区	環境創造局	○
磯子	5	区役所の管理不全空家等対策業務の改善	1 モデル実施済の事業の本格実施 2 19区の統一した対応ルールの検討、策定 3 適切な執行体制の確立	全区(南区は1、2のみ)	建築局	○
磯子	6	地域まちづくりルールの運営支援	地域まちづくりルールについて、建築協定と同様の運営組織に対する支援の実施	4区 中区・港南区・緑区・都筑区	都市整備局	○
磯子	7	市立保育園における円滑な運営を確保するための事務負担軽減に向けた支援	庶務事務システムで会計年度任用職員の労務管理ができる環境の整備	8区 鶴見区・神奈川区・南区・港南区・港北区・栄区 泉区・瀬谷区	総務局	—
金沢	1	崖くずれ等による地盤等に関する専門家(アドバイザー)派遣制度	1 避難指示発令の根拠 2 風水害により、地盤等が被害にあった際の専門家による現場の安全性評価	5区 西区・南区・港南区・保土ヶ谷区・緑区	総務局	○
金沢	3	AIを活用した区庁舎総合案内の導入	1 「AIを搭載したデジタルサイネージ等の設置」により、非接触による行政サービスの案内(庁舎窓口案内)が行える環境を18区一律で整備 2 庁舎案内として使用していないときは、広報よこはまのプロモーションなどが行えるようにするなどの機能も併せて付与することを検討	8区 鶴見区・西区・港南区・旭区・磯子区・港北区・緑区・栄区	デジタル統括本部	○
金沢	12	福祉避難所における災害対応力の強化	各福祉避難所等へのPC・携帯充電用ポータブル電源を確保・配備	13区 鶴見区・神奈川区・西区・中区・南区・保土ヶ谷区・旭区 港北区・緑区・都筑区・栄区・泉区・瀬谷区	健康福祉局	○
港北	5	公立保育所における職場環境改善及び新型コロナウイルス感染症対策の推進	1 緊急修繕 2 コロナ禍を乗り切るための各種改修	6区 鶴見区・神奈川区・金沢区・戸塚区・泉区・瀬谷区	こども青少年局	○
緑	6	自治会町内会ICT活用モデル事業の実施	1 自治会町内会において恒常的にオンライン環境を利用できるための機器の補助 2 整備を行う自治会町内会への接続、トラブル対応等ICTに関するアドバイザーの派遣	1区 保土ヶ谷区	市民局 デジタル統括本部	○ ○
青葉	1	災害時の情報伝達手段強化のための防災スピーカーの効果的な設置	1 音達範囲の拡大 2 聞こえ方の検証	4区 鶴見区・西区(提案2)・港南区・港北区	総務局	○
都筑	2	中小企業の展示会出展支援による販路開拓の活性化	テクニカルショウコハマの「横浜ものづくりゾーン」及び区ブース出展スペースの維持・拡充	1区 港北区	経済局	○
都筑	6	区の感染症対応体制の緊急的な人材育成	市全体として職員の感染症対応能力の向上を図り、健康危機事象の拡大防止・再発防止に迅速に対応できる体制や環境の整備	4区 南区・金沢区・戸塚区・栄区	健康福祉局	○
都筑	7	地域子育て支援拠点事業における妊娠期の対応強化	1 拠点と区との協働契約における、包括の役割とその具体的な取組内容の明確化(仕様書のひな型への明記) 2 包括の取組にかかる費用の計上	10区 鶴見区・西区・中区・磯子区・金沢区・港北区・緑区 戸塚区・栄区・瀬谷区	こども青少年局	○
戸塚	1	地域ケアプラザにおける業務のオンライン対応に向けた環境整備	地域ケアプラザにおいて、介護相談等の福祉保健に関する相談をオンラインで対応するための機材の確保及び運用マニュアルの整備	4区 西区・港南区・金沢区・瀬谷区	健康福祉局	○
戸塚	4	寄り添い型生活支援事業における車両等送迎の強化	寄り添い型生活支援施設と児童の自宅等の間を車両等で送迎	15区 神奈川区・西区・中区・南区・港南区・保土ヶ谷区・旭区 磯子区・港北区・緑区・青葉区・都筑区・栄区・泉区・瀬谷区	こども青少年局	○
栄	3	市民の視点に立った行政手続のオンライン化	オンライン手続き等に係る区局横断的な指針の策定	12区 鶴見区・神奈川区・西区・南区・港南区・磯子区・港北区 緑区・青葉区・戸塚区・泉区・瀬谷区	デジタル統括本部	○
栄	6	地域防犯カメラ設置にかかる補助の推進	1 県への地域防犯カメラ設置補助事業継続の働きかけ 2 横浜市として地域の防犯カメラ設置に対する補助に関する予算措置(県の補助制度廃止の場合は市独自の補助制度構築)による、現行と同内容の補助制度継続	5区 泉区・都筑区・保土ヶ谷区・港北区・戸塚区	市民局	○
栄	7	ミニ・キエロの普及による生ごみの削減の取組	1 購入費補助制度の実施 2 販売店の拡充	3区 戸塚区・青葉区・金沢区	資源循環局	—
栄	8	食品衛生申請等システム関連業務の対応方法の見直しと強化	現在各区で行っている、令和3年6月1日から厚生労働省が開始した食品衛生申請等システムに関する業務について、迅速かつ適切な対応ができるよう、対応方法の見直しの実施	14区 鶴見区・神奈川区・西区・中区・南区・保土ヶ谷区・旭区 磯子区・金沢区・港北区・緑区・都筑区・泉区・瀬谷区	健康福祉局	○
栄	9	介護保険認定調査におけるデジタル化推進による市民サービス向上及び業務改善	1 現行入力様式の簡易改修によるユーザビリティの向上 2 認定調査のデジタル化に向けた調査検討費用の計上 3 令和5年度以降における、令和4年度からの検討結果や国の計画・動向を踏まえたデジタル化の推進	12区 鶴見区・神奈川区・西区・南区・旭区・金沢区・港北区 緑区・青葉区・都筑区・泉区・瀬谷区	健康福祉局	○

令和4年度予算編成に向けた「区提案反映制度」項目・対応状況一覧

提案区	番号	項目	提案内容の概要	共通区	所管局	対応 ※一部対応含む
泉	1	組立式仮設トイレ(くみ取り式トイレ)の回収	1 下水直結式仮設トイレが整備されている拠点の防災備蓄庫にあるくみ取り式仮設トイレの回収 1' 今後下水直結式仮設トイレが整備される拠点については、整備の際にくみ取り式仮設トイレの回収を並行して実施 2 回収したくみ取り式仮設トイレを方面別備蓄庫に備蓄	6区 鶴見区・西区・南区・港南区・磯子区・金沢区	資源循環局	—
					総務局	—
泉	4	深谷通信所跡地 令和5年度都市計画決定の確実な実施	1 令和5年度都市計画決定の確実な実施 2 調整局(政策局)がイニシアチブを取った円滑な局間調整の実施 3 事業局(健康福祉局、環境創造局、道路局)連携による着実な事業実施 4 関連局による都市計画決定に向けた丁寧な地域説明(深谷通信所返還対策協議会等) 5 都市計画決定に向けた事業費確保	1区 戸塚区	政策局	○
					健康福祉局	○
					環境創造局	○
					道路局	○
泉	7	市外動物病院への犬の登録及び狂犬病予防注射等事務処理業務の委託化	犬の登録及び狂犬病予防注射の登録の事務を市外動物病院へ委託化	11区 鶴見区・神奈川区・西区・保土ヶ谷区・旭区・金沢区 港北区・緑区・青葉区・栄区・瀬谷区	健康福祉局	○
泉	8	民間保育施設における臨床心理士相談支援体制の構築	1 保育や保護者対応に詳しい臨床心理士の確保等の課題を調整し、民間保育施設へ必要に応じて派遣が可能となるスキームの検討 2 臨床心理士に限らず、課題に対応できる専門職(社会福祉士等)の活用について検討	5区 神奈川区・南区・保土ヶ谷区・緑区・瀬谷区	こども青少年局	○
瀬谷	1	花と緑あふれるまちの実現と国際園芸博覧会の開催に向けた機運醸成の取組推進	1 地域と区役所が連携した機運醸成の取組推進 区民の方の花や緑に親しむ機会を充実させるとともに、機運醸成につながる事業を継続的に実施 2 機運醸成を行う団体等に対する補助制度の創設 機運醸成に向けた取組のすそ野を広げるために、市民・企業・各団体等が主体的に行う機運醸成の活動に要する経費を補助する制度の創設	1区 旭区	環境創造局	○
					都市整備局	○
瀬谷	4	区設置の防災スピーカー年間保守管理	瀬谷区境川流域に設置された当該防災スピーカーについて、現在危機管理室が設置・工事している防災スピーカー同様、危機管理室⇒維持管理事務及び予算計上、各区⇒発報操作として運用	1区 西区	総務局	—
瀬谷	5	区庁舎の電話のPHS化	区民間合設に使用しているコードレス電話機が相互の電波干渉により通話に支障が生じているため、PHSに置き換えることで円滑な電話対応を実施	15区 鶴見区・神奈川区・西区・中区・南区・港南区・旭区・磯子区 金沢区・港北区・緑区・青葉区・戸塚区・栄区・泉区	市民局	—
瀬谷	6	三ツ境駅周辺の移動性・安全性向上に向けた取組	園芸博覧会を契機とした、三ツ境駅周辺の移動性・安全性向上に向けた調査検討・設計・整備	1区 旭区	道路局	○
					都市整備局	○
瀬谷	9	避難行動要支援者に対する実効性のある避難支援の実施に向けた運用方法等の検討	近年の他都市での災害の状況や、改正後の災害対策基本法を踏まえ、避難行動要支援者の避難行動が実効性のあるものとなるよう、全市統一的な運用の検討	6区 神奈川区・西区・保土ヶ谷区・金沢区・緑区・青葉区	健康福祉局	○

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局
------	-------

鶴見区		福祉保健課	
担当者名	角谷、櫻井	TEL	510-1827
共通区	9区(港北区、港南区、金沢区、都筑区、保土ヶ谷区、瀬谷区、磯子区、青葉区、南区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	制度関連
------	------

番号	項目
7	新型コロナウイルス感染症入院患者に係る医療費公費負担等事務の円滑化

◇地域の課題、基礎データ等

- 1 新型コロナウイルス感染症対応では、医療機関に大きな負荷があります。コロナ前からの通常診療に加え、PCR等検査診療やワクチン接種、入院患者の受入れによる対応増(入院費用に係る事務を含む)など、コロナへの対応が医療機関の人員体制を圧迫しています。
- 2 同感染症入院患者の医療費は原則公費負担となり、公費支出には、患者から市あて申請の收受(医療機関による代行も一部可)及び市による負担決定を行います。医療機関は、公費受入について各居住区とやり取りする必要がありますが、発生患者数の増から、区による患者申請状況管理が煩雑になるなどし、医療費回収が遅れることがあります。
- 3 保健所の関連事務を円滑化し、医療機関の負荷軽減及び医療費早期回収につなげる必要があります。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
 2 市民からの提案等
 3 地区担当制
 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート
 6 区民要望
 7 関係団体からの要望
 8 その他()

◇区民からの具体的な要望

今回の提案は主に医療機関への対応に係るものですが、医療機関の事務負担軽減により、新型コロナウイルス感染拡大下における医療体制逼迫抑止に寄与し、市民の福祉に資すると考えます。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

- 1 公費負担申請書の保健所あて到着状況確認
 - 2 申請受付(医療機関の代行申請受付を含む)
 - 3 公費負担決定状況の確認
- など、保健所の関連事務はすべて区を経由し、医療機関は患者の各居住区と連絡を取り合う必要があります。

◇提案内容・概算額等

上記公費負担関連事務(申請様式・入院勧告書の患者あて発出及び診査会事務(区から局への諮問依頼等)を除く)について、各区による対応を見直し、一括化します。
同事務に係る保健所の窓口が統一され、一連のやり取りに伴う医療機関の事務負担が軽減されるとともに、事務系統の簡略化により、医療費回収のスピードアップが期待されます。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	健康福祉局健康安全課
------	------------

◆局回答内容

健康福祉局		健康安全課	
担当者名	菊池、木村	TEL	671-2445

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 医療機関、保健所ともに業務負担が大きいことから、国の通知に基づき、より簡便な事務フローを局として検討し、実施済みです。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	鶴見区		福祉保健課	
		担当者名	角谷	TEL	510-1827
		共通区	3区(金沢区、南区、旭区)		
		継続年数		新規	
提案種別		制度関連			
番号	項目				
8	結核患者移送に関する対象者の見直し				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>結核患者は結核のまん延を防止するため必要があると認める時は、保健所長による入院勧告または措置により、結核病床を有する感染症指定医療機関に入院することとなり、入院時の移送については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十一条、第二十六条で都道府県知事が移送を行うことができるとされています。</p> <p>区福祉保健センターは移送の必要があると判断した場合、市保健所(健康福祉局健康安全課)へ調整を行いますが、現行の移送対象者は『本人の入院同意が得られにくく、迎えに行かないと入院しない恐れがある場合等』となっており、市保健所の手配する移送車(民間救急車)を利用できる対象者が限定されています。そのため、緊急時の救急車要請を除き、入院勧告を受けた患者はマスク着用等の感染予防を講じた上で、家族等が運転する自家用車、公共交通機関、民間救急車や介護タクシーでの移動となっており、患者や家族に負担が生じることがあります。</p> <p>また、救急車の要請についても横浜市外から市外の病院への搬送は消防局の規定により利用できません。消防局所管施設であるワークステーション(救命士等教育拠点)に感染症患者移送専用車両が配置されていますが、専用車両の対象者も限定されています。</p> <p>現在、感染症に係る市内病床は新型コロナ患者への優先確保が進められており、結核患者の入院が困難な状況です。特に鶴見区は、川崎市と隣接しているため、川崎市内の医療機関からの転院搬送の相談件数も多く、転院先もコロナ禍により市内の結核病床に制限があるため、市外の病院へ入院となるものがほとんどです。</p> <p>これらの課題から結核患者の移送調整に時間を要する事態が発生しています。川崎市内の医療機関からは感染性がある排菌患者を公共交通機関で移動させることへの公衆衛生上の課題や、入院勧告をかけているにも関わらず、行政による転院搬送が限定的であることへの指摘もあり、結核患者への適正な医療の提供及び結核のまん延防止の観点から結核患者の移送対象者の見直しが必要と考えます。</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()					
◇区民からの具体的な要望					
保健所の指示で入院となったため、移送手段は保健所で準備して欲しい。					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。					
1 市外医療機関への本市移送制度の説明と搬送に関する協力依頼 2 患者への移送に関する説明と協力依頼 3 健康福祉局健康安全課との課題共有					
◇提案内容・概算額等					
1 横浜市での移送対象者を限定せず、自力での移動が困難な患者については移送車(民間救急車)の利用を可能とする 2 消防局ワークステーション(救命士等教育拠点)に配置されている感染症患者移送専用車両の積極的活用を行う					
◇参考:区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	健康福祉局健康安全課				

◆局回答内容

健康福祉局		健康安全課	
担当者名	木村、加藤	TEL	671-2729

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 結核患者の移送について、感染症患者移送専用車両等を利用した移送対象者等の見直しを行い、運用を開始しました。引き続き、対応していきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	健康福祉局
------	-------

鶴見区		高齢・障害支援課	
担当者名	國本	TEL	510-1772
共通区	4区(港南区、金沢区、栄区、西区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
9	70歳の無料歯周病検診の機会を活用した、歯科医師会との協働によるオーラルフレイル予防の普及啓発事業

◇地域の課題、基礎データ等

1 高齢者人口は増加傾向にあり、2025年には団塊の世代が「後期高齢者」となり、介護予防は喫緊の課題です。
 2 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、高齢者の活動自粛による機能低下や認知症の悪化が懸念されます。また、非接触型の啓発ツールの検討も必要です。
 3 生涯を通じた健康づくりのためには、全身の健康に影響を及ぼす歯周病対策やプレフレイルであるオーラルフレイルの早期発見と介入は重症化予防において有効であり、特に70歳のタイミングは後期高齢者の介護予防として重要となります。
 4 鶴見区の実態として、横浜市高齢者一般調査(平成29年3月)では「後期高齢者の口腔機能低下者割合」が全市第1位であり、また市の事業として70歳は歯周病検診が無料であるにもかかわらず、平成28年度の受診者は年間25人で非常に少ない状況でした。その後、健康福祉局において特定検診の個別通知に歯周病検診チラシを同封する等し、令和元年度には受診者数が65人に増加しましたが、70歳高齢者人口約3,400人に対しては、まだまだ十分な状況ではありません。
【基礎データ】
 65歳以上高齢者：鶴見区 63,249人、横浜市 928,450人 (R3.3月末時点)
 70歳高齢者：鶴見区 3,390人、横浜市 46,192人 (R3.3月末時点)

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他(鶴見区歯科医師会)

◇区民からの具体的な要望

鶴見区では、平成30年度よりフレイル予防に関する普及啓発を強化し、区民を対象とした講演会では2年連続して500人程度の参加があり介護予防への意識の高さを実感してきました。反面、区の実態としてはJEGES調査2016より後期高齢者の口腔機能低下者の割合が全市第1位であることについて、区歯科医師会と課題共有し、横浜市歯科口腔保健の推進に関する条例の施行も鑑み、協働して事業を進めることとなりました。結果、新型コロナウイルス感染症の影響下において受診者数は155人に増加し、歯周病対策ならびにフレイル予防に関する啓発について一定の成果が見られました。高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施への取組は、国の施策の方向性とも一致しており、区歯科医師会としても、当区で取組んだ方法を他区に広げて行きたいとの考えであることを把握しています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

- 1 鶴見区運営方針「いつまでも住み続けたいまち・鶴見」目標達成に向けた施策「3 子どもから大人まで安心・元気に」に位置づけられています。
- 2 令和2年度及び令和3年度、区づくり推進費事業「鶴見区高齢者はつつ生活応援事業」において、鶴見区歯科医師会との協働により、70歳対象者に特化した歯周病検診受診勧奨チラシの作成や、個別通知の発送、受診者には歯科医師等よりオーラルフレイル予防について個別指導を実施しました。また、鶴見区歯科医師会HPやタウンニュースに事業PRをして頂きました。

◇提案内容・概算額等

介護保険制度利用者の中核を成す後期高齢者への積極的介護予防の取組みとして、歯周病検診の最後の機会となる70歳(無料)対象者に個別通知を行い、オーラルフレイル予防の啓発(情報提供やセルフチェック)と、受診時には歯科医師等によるオーラルフレイル予防に関する個別指導を実施することについて、鶴見区として受診者数の増加やコロナフレイルへの対策、区歯科医師会との協働等、一定の効果があつたため全市展開を提案します。

<参考 鶴見区実践例>

- 1 作業工程
 - ①対象者(70歳)の抽出(市民局への依頼)
 - ②通知内容(ア 70歳ご案内チラシ、イ 区医療機関名簿、ウ フレイル予防パンフレット(セルフチェック表))を委託業者へ提供
 - ③通知文の印刷、封入、封緘(業者委託)
 - ④歯科医療機関における歯周病検診とオーラルフレイルチェックおよび個別指導(区歯科医師会)
 ※オーラルフレイル予防個別指導に関するパンフレットを区より歯科医師会に提供
- 2 概算額
 - 千円
 (内訳) 発送作業委託料 ■■■千円
 通信運搬費 区内70歳 約3,500人×■■■円=■■■千円
 個別指導用オーラルフレイル予防パンフレット ■■■円×1,000部=■■■千円
 (区内医療機関66か所(R3)×10部+追加分340部=1,000部)

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局	健康福祉局保健事業課、地域包括ケア推進課
-----	----------------------

◆局回答内容

健康福祉局		保健事業課	
担当者名	山田	TEL	671-2454

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	オーラルフレイルの兆候は成人期から現れ始めるとされており、成人期の歯周病予防など、より若い世代も含めた対象への啓発が重要です。各区のオーラルフレイル予防の啓発がさらに進むよう、70歳も含めた幅広い年齢層を対象とする啓発媒体を作成します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局
------	---------

鶴見区		こども家庭支援課	
担当者名	生形	TEL	510-1816
共通区	全区		

継続年数	新規
------	----

提案種別	
予算関連	
番号	項目
10	保育所における医療的ケア児受入れ支援
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>1 区役所への医療的ケア児の保育所入所相談は増加傾向にあるとともに、令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立し、国や自治体による支援が責務として明記されました。</p> <p>2 しかしながら、保育所での受入れにあたって現状は常勤の看護職1名の配置に加えて、更なる看護職の配置が必要であり、入所調整が大変困難な状況です。条件を満たすための最低条件として、常勤の看護職が配置されている保育所は市立でも区内4園のうち1園のみ、民間では111園のうち36園と少ない状況です(令和2年9月現在)。</p> <p>3 保育所入所を促進するためには、医療的ケアを行うスペースや設備などの環境整備や保育士スキルの習得に加えて看護職確保のための財政支援が必要になります。</p> <p>【基礎データ】 ※医療的ケア児の受入れに関するアンケート(施設向け)より抜粋(令和3年実施、回収率70%)</p> <p>①受入れ実績のある園: 847園のうち66園(8%) (ただし、一部医療的ケアに該当しないものも含まれる)</p> <p>②受入れ実績のない園のうち、入所相談を受けたことがある園: 781園のうち150園(19%)</p> <p>③今後受入れを行いたい: 積極的に受け入れたい 6園 条件を整えば受け入れたい 181園 受け入れたいが条件を整えるのが難しい 328園 受け入れは難しい 332園</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
就労などのため医療的ケア児を保育所に入所させてほしい	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
令和2年度は医療的ケア児・者等コーディネーターや関係機関の協力を得て、公立園で1名の受入れを実現しました。	
【基礎データ】 鶴見区の入所相談と入所実績 相談5件、入所1件(令和2年度)	
◇提案内容・概算額等	
<p>1 医療的ケア児の保育所入所を促進するため、横浜市としての方針を示すガイドラインの整備が必要です。【こども青少年局子育て支援課】</p> <p>2 現行の医療的ケア児を受け入れる要件(看護職2名が必須等)を雇用でなく派遣を可能とするなど、仕組みの見直しが必要です。</p> <p>3 医療的ケア児の保育所入所にあたっては、設備などの環境整備や保育士スキル習得に加えて、看護師雇用に対する加算の充実など、看護職の確保のための財政支援が必要です。【こども青少年局子育て支援課】</p>	
◇参考: 区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	こども青少年局子育て支援課、保育・教育運営課

◆局回答内容

こども青少年局		子育て支援課、保育・教育運営課	
担当者名	高林(子育て支援課) 古賀(保育・教育運営課)	TEL	671-2396(子育て支援課) 671-3564(保育・教育運営課)

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 保育所等における医療的ケア児の受入れに関しては、令和3年から市内プロジェクトを立ち上げ、実態把握のために保育所等向けにアンケートを実施するなど、医療的ケア児の受入れ支援体制の検討を進めています。 令和4年度は、医療的ケア児受入園に対する看護師加算の拡充、医療的ケア児受入ガイドラインの策定等を行うための予算を計上します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

(様式2-2)

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	総務局	神奈川県		総務課	
		担当者名	高橋、河合	TEL	411-7004
		共通区	6区(南区、磯子区、港北区、緑区、戸塚区、泉区)		
		継続年数	新規		
提案種別		制度関連			
番号	項目				
2	横浜防災ライセンス資機材取扱リーダー名簿の更新				
◇地域の課題、基礎データ等					
地域防災力の向上を目的とし、平成16年に「横浜防災ライセンス事業」を立ち上げ、資機材取扱リーダー(以下「リーダー」という。)を養成しています。養成後は、地域防災拠点のリーダーとして活躍していただくため、地域防災拠点運営委員会へ名簿の提供を行っていますが、名簿は受講時点の情報が掲載されており、受講後の死亡や転居の情報が反映されおらず、地域防災拠点運営委員会で居住の確認をする必要があります。					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()					
◇区民からの具体的な要望					
現行の名簿については、地域防災拠点運営委員会で死亡や転居の情報を把握する必要がある。今後は、情報を更新した名簿を提供してほしい。					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。					
係長会議で危機管理室に要望					
◇提案内容・概算額等					
(総務局)住民基本台帳等の情報を基に、死亡や転居の情報を確認し、総務局危機管理室で名簿の更新を行う。また、高齢等でリーダーとして活動が難しくなることもあるため、定期的にリーダーとして活動が可能かの確認を行う。 (区役所)情報が反映されたリストを地域防災拠点に提供する。					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課		総務局地域防災課			

◆局回答内容

総務局		地域防災課	
担当者名	御所脇	TEL	671-2011

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	資機材取扱リーダー名簿については、防災ライセンス講習会受講時に受講者から、その時点の情報を提供することの同意を得て、地域防災拠点に提供しているものです。総務局危機管理室で住民基本台帳等の閲覧を行い、名簿を更新して、地域防災拠点に提供するまでの同意は得ておらず、名簿の更新は極めて難しい状況です。
	◇対応する場合の課題
	当事業において、個人情報の目的外使用は認められず、総務局危機管理室が住民基本台帳の閲覧を行う権限がない(市民局市民情報室市民情報課確認済)。

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

神奈川区		区政推進課	
担当者名	佐藤・鈴木	TEL	411-7028
共通区	15区(鶴見区、港北区、西区、中区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区)		

所管局名	建築局
------	-----

継続年数	新規
------	----

提案種別	
予算関連	

番号	項目
6	管理不全空家の改善指導における外部委託の積極的活用による空家対応力の強化
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>区に寄せられる空家に関する相談や調査・指導案件は毎月一定数ある一方で、新規相談数と比較し改善できる件数は少なく、年々継続指導案件が累積しています。また、今後人口減少が進む中で新規空家の発生も増加することは確実であり、現状対応している案件の状態悪化と合わせ、空家件数の累積が増加することは容易に想定されます。</p> <p>現状管理不全空家対応業務の増加により、1件あたりにかけられる市役所の対応力は低下しており、今後現状の体制で業務を行うと、空家に係る住民対応や所有者への指導などに遅延が発生することや、深刻な状況の特定空家への対策がおろそかになり、結果として市民サービスの低下につながるものが懸念されます。</p> <p>横浜市空家等対策計画では①空家化の予防、②空家の流通・促進活用、③管理不全空家の防止・解消、④空家の跡地活用が4つの取組の柱となっていますが、現行の仕組み・制度では②④のような「まちづくり」につながる件数は少ない状況です。各区の現状は、③の管理不全空家の指導対応にかかる時間が多く、区役所の地域に入り込むという強味を本来いかにすべき「活用、予防」の取組に対して、積極的に取り組むことが困難な状況となっています。空家化の予防については、継続的な支援が可能だけでなく、地域性などを分析した企画や広報など、区役所が積極的に取り組むことで一定の効果が生じることが想定され、将来的な管理不全空家の増加の抑制につながる可能性が十分にあります。</p> <p>例) 空家相談会(令和4年1月12日実施)：区相談案件の傾向分析によるセミナー内容の企画。重点広報地区の検討や他部署と連携した効果的な広報について検討。</p> <p>このように、本市として区局が連携し総合的に空家対策を行っていくためには、今後市内の空家件数が増加していくことを見越し、持続可能な執行体制を構築することが現時点で必要と考えます。</p> <p>【課題】管理不全空家の改善指導に対する業務体制 現状、各区における管理不全空家の改善指導の対応は、区政推進課まちづくり調整担当だけでは業務量の観点で対応が困難であり、他係の職員も含めて対応するなど各区にて独自に体制を補強しています。空家の初期指導について区で対応し始めた平成27年度以前から相談件数は累積しており、区提案反映制度等を発端とし局にて幾度か検討はされていますが、実質上、区の体制は強化されておらず、空家対応以外の業務を圧迫している状況です。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
<ul style="list-style-type: none"> ・近所の空家が飛散するのではないかと不安である。 ・区役所に相談しているのに一向に改善されない。 	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
<p>●調査及び指導業務 通報者からの情報収集、現地調査、所有者等の調査、所有者等への指導、建築局及び区内関係部署との調整</p> <p>●過年度案件への継続指導 過年度案件について現地調査及び再指導の実施</p> <p>●関連会議の調整及び出席 建築局及び18区まちづくり調整担当係長による空家対策意見交換会への出席(年12回)、区内関係部署による情報共有会議の主催(年3回 ※神奈川区)</p>	
◇提案内容・概算額等	
<p>本市における管理不全空家は増加傾向にあります。また、現在指導している管理不全空家も改善されないものも多くあり、今後新たな管理不全空家の発生や現在の対応している案件の状態悪化などから、空家件数の累積増加と状況の悪化は容易に想定されます。</p> <p>一方で、横浜市空家等対策計画に基づく「空家化の予防・流通・活用」を促進するためには区局職員が中心となり取り組んでいく役割を担っていると認識しています。</p> <p>現状区局では管理不全空家の改善指導等に関する業務が空家対策の業務の大部分を占めています。これを委託により公社や専門家団体等の専門知識を有する組織の活力を導入することで、区局職員の力を深刻な特定空家などに集中させることや、「予防・流通・活用」業務に重点的に対応することが可能となります。また、初期指導から再指導までの一貫した取組が可能となることは、過年度案件の累積抑制につながるかと考えます。</p> <p>【提案内容】 ●令和5年度を目途に現状区で実施している管理不全空家の改善指導について、一括で外部委託できるようにすることを提案します。 なお、外部委託を実施するには現状各区で把握状況に乖離が生じている過年度案件の経過を整理するなど市内の空家情報の一元化が必要です。</p> <p>●令和4年度については、外部委託化への移行準備期間とし、①登記情報サービスの利用及び、所有者調査、経過観察調査の区案件も含めた委託の本格実施(※磯子区区提案内容1に同じ)、②初期指導の現場調査委託のモデル実施、③一括外部委託化に向けたモデル検証を要望します。</p> <p>概算金額：①登記情報サービス利用料 1,000千円、所有者調査委託 ■■■■■ 円、経過観察調査委託 ■■■■■ 円 ②モデル実施委託 ■■■■■ 円</p> <p>このような委託化により、空家対策業務のうち、行政職員が担うべき全体調整機能を強化しつつ、管理不全空家の改善指導に対応する時間を国のガイドライン(令和3年6月30日改正)に従った制度の見直しや、区役所が得意とする地域のまちづくりと連動させた流通・活用の促進に取り組む時間に振り替えることができ、横浜市の目指す総合的な空家対策が実現するものと考えます。</p>	

◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	建築局建築指導課、住宅政策課

◆局回答内容

建築局		建築指導課・住宅政策課	
担当者名	大橋（建築指導課） 田中（住宅政策課）	TEL	671-4539（建築指導課） 671-4121（住宅政策課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 これまで、管理不全な空家等の業務全般の仕組みを作るとともに、所有者や現場の調査委託や、管理システムの構築・全区局導入などによる庁内連携体制強化に取り組んできました。今後も、管理不全な空家の増加が見込まれるなか、限られた人員で対応していくためには、専門家との連携による委託化などを積極的に図り、より効果効率的な運用をしていく必要があります。 については、区局での連携のもと、登記情報サービス利用、所有者調査委託、経過観察調査委託の継続や、初期指導の現場調査委託のモデル実施・効果検証に向けて調整を進めるとともに、区局職員が特定空家等といった重要案件に注力できるよう、指導方針等もあらためて検討し、対応していきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局	神奈川区		こども家庭支援課		
		担当者名	原田	TEL	411-7082	
		共通区	6区(南区、保土ヶ谷区、港北区、青葉区、戸塚区、泉区)			
		継続年数	新規			

提案種別	
予算関連	
番号	項目
9	保育・教育施設における地域との連携を目指した防災対策支援
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>東日本大震災等の大規模災害の発生により、保育・教育施設の職員や保護者ら関係者の不安が増している。そこで、津波やがけ崩れ、木造密集地など多くの災害リスクを抱える神奈川区では、区内の保育所や幼稚園の施設長を検討委員とした、神奈川区保育・教育施設防災対策検討会を開催し、災害に対してどのような対策が有効であるか議論した。検討会での議論や民間施設も参加する合同園長会での意見等を踏まえ、各施設の自発的な行動を促すためのリーフレット「保育・教育施設向け+αの防災ガイド」を作成した。しかしながら、避難訓練や備蓄などの自助の取組は、すでに一定程度取り組まれている一方で、地域と連携した共助の取組については、地域との繋がりが希薄な新設園をはじめとして、ノウハウもなく具体的に何から取り組むべきかわからないという実状がある。 (区内施設を対象に実施したアンケート調査の結果からも、避難訓練や備蓄は9割以上の施設で行われている一方で、施設が地域とつながりがあると回答した施設は6割程度であった。)</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他(神奈川区保育・教育施設防災対策検討会、合同園長会)	
◇区民からの具体的な要望	
<p>避難訓練や備蓄のような自助も大事かもしれないが、周囲との協力体制をいかに築けるかが大事だと思う。地域でできることも多いと思う。町内会との連携ができるとよい。近隣の施設との連携についても今後考えていきたい。</p>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
<p>平成31年度から自主企画事業「保育・教育施設防災アドバイザー派遣事業」を実施。横浜市立大学と連携協定を結び、「まち保育」を提唱する三輪律江横浜市立大学教授らを講師に迎え、神奈川区内の保育・教育施設を対象に、地域と連携した防災対策等をテーマに連続講座や伴走支援等を実施。令和3年度神奈川区運営方針に「保育・教育施設が、地域と連携して防災に取り組むための支援」として掲載。</p>	
◇提案内容・概算額等	
<p>市内約1,500の保育・教育施設の職員を対象に、有識者を講師に迎えた防災対策講座をオンラインで開催するとともに、施設職員の防災意識を高めるための啓発教材を配布する。これにより、施設が自発的に地域と連携した防災対策を進めるためのノウハウを提供するとともに、地域における顔の見える関係づくりに取り組むためのきっかけとなる。 (講師案)三輪律江教授(横浜市立大学)：「まち保育」の理解と防災力強化 稲垣景子准教授(横浜国立大学)：GISを用いたリスク分析 なお、施設が地域と連携することで、防災対策に留まらず、防犯や交通安全等への展開も見込まれる。そのような意味でも、三輪教授の提唱する「まち保育」※の概念は、すべての保育・教育施設にとって新鮮な内容と受け止められると思われる。 ※まちにあるさまざまな資源を保育に活用し、まちでの出会いをどんどんつないで関係性を広げていくこと、そして、子どもを囲い込まず、場や機会を開き、身近な地域社会と一緒にあって、まちで子どもが育っていく土壌づくりをすること。</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	こども青少年局子育て支援課

◆局回答内容

こども青少年局		子育て支援課	
担当者名	高林、古林	TEL	671-2396

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>毎年頻発している台風等の風水害や地震等の大規模災害への備えについては、保育・教育施設においても必要であると考えており、こども青少年局としても災害対策に関する検討や啓発を行っていきます。その際には、地域と連携した防災対策の視点を踏まえた検討や啓発活動を行う中で取組事例の一つとして本事例の紹介なども検討していきます。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

(様式2-2)

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	神奈川県		生活支援課	
		担当者名	鈴木	TEL	411-7159
		共通区	8区(南区、港南区、保土ヶ谷区、青葉区、都筑区、戸塚区、泉区、瀬谷区)		
		継続年数	新規		
提案種別		制度関連			
番号	項目				
10	横浜市自立生活安定化支援事業の支援対象者の拡充				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>居所がなく、ネットカフェやビジネスホテル等を一時的な居場所とする方が生活保護を申請した場合、民間賃貸住宅等の安定した住居を確保できなければ生活保護を開始することができません。民間賃貸住宅等の確保については、生活保護の申請者が自ら物件を探し、契約手続きをすることが求められますが、住居を失った状態での物件探しは本人確認書類や緊急連絡先の確保が課題となる等、困難を伴います。また、生活保護の支給金額や費目、時期等が複雑なこともありこれまでの区生活支援課のケースワーカーの支援に加え、さらに寄り添った支援が求められている現状があります。</p> <p>同様に、住居を失った状態で生活困窮者自立支援法による住居確保給付金の申請手続きをする場合にも、社会福祉協議会の総合支援資金貸付の仕組み等を踏まえた交渉等が必要ですが、十分な支援が行えていません。そのため、居所のない方の民間賃貸住宅等を確保するための支援施策を実施する必要があります。</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()					
◇区民からの具体的な要望					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。					
ケースワーカーによる支援					
◇提案内容・概算額等					
<p>横浜市自立生活安定化支援事業の対象者の拡充 現状の横浜市内の簡易宿泊所等、無料低額宿泊所、法的位置づけのない施設を利用する被保護者に加え、下記①及び②への対象者の拡大 ①ネットカフェやビジネスホテル等の一時的な居所を利用している生活保護申請中の者 ②住居確保給付金が対象となる住宅を喪失している者</p>					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	健康福祉局生活支援課				

◆局回答内容

健康福祉局		生活支援課	
担当者名	阿部	TEL	671-4088

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>居所のない方の住居確保には困難が伴うことから、提案の内容を踏まえて、横浜市自立生活安定化支援事業を次の対象者にも拡大して支援を実施します。</p> <p>(1) ネットカフェやビジネスホテル等の一時的な居所を利用している生活保護申請中の者 (2) 住宅を喪失している住居確保給付金申請中の者</p> <p>なお、本事業の事業費は3/4が国費により賄われていますが、令和3年度より、国費補助の対象が生活保護受給者から生活困窮者の支援事業にも拡大されており、対象者拡大後も国費補助の対象となります。支援件数の大幅な増加は見込まれないことから、現行の予算、体制の範囲で対応します。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

(様式2-2)

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名		港湾局、環境創造局、道路局	
神奈川区		神奈川土木事務所	
担当者名	大橋、長崎、金山	TEL	491-3363
共通区	2区(鶴見区、中区)		
継続年数		新規	
提案種別		制度関連	
番号	項目		
11	臨海部における雨水排水施設の適切な維持管理及び浸水対策		
◇地域の課題、基礎データ等			
<p>神奈川区の臨海部(恵比須町、守屋町など)は大正から昭和初期に埋め立てられ、道路部分については昭和9年頃に当時の土木局(現・港湾局、環境創造局、道路局)に所管替えされ、道路認定されています。道路には雨水排水施設が埋設(約2.7km、φ200mm~900mm)されていますが、下水道法の認可区域外であることなどから公共下水道に位置づけられておらず、道路からの排水に加えて、民地からの排水管が接続されていることから道路排水施設としても位置づけられていないため、所管局不明の状態が長年続いています。しかし、道路区域内の施設であるため、道路管理者である土木事務所としては日常の維持管理を行っています。しかし、「排水施設の位置づけが明確でないため、民地からの接続協議に応じるための根拠が無いこと」、「施設整備後80年を超えており、計画的な修繕計画が必要であること」、「所管局が明確でないため、排水施設の不具合(詰まり、破損等)が生じるたびに、予算措置について関係局との協議が必要であり、迅速な現場対応に支障が出ること」などの不具合が生じており、適切な維持管理が行えていない状況にあり、鶴見区や中区でも同様の課題を抱えています。</p> <p>また、令和2年には緊急対応が必要となるような管渠の破損が見つかるなど、道路陥没につながるような事象も発生しており、道路管理者として安全安心な道路空間の確保が実現できていない状況です。</p> <p>さらに、臨海部の雨水排除計画及び既存排水施設の処理能力、道路や民地から既存排水施設への流入状況が不明確であることから、適切な雨水排除が行えているとは言えない状況です。恵比須町は、京浜臨海部マスタープランに位置付けられ、まちづくりや防災・減災のための基盤整備を推進していく地区になっていますが、海域への排水施設の吐き口が潮位の上昇時に水没することも影響し、集中的な降雨により道路冠水する事象が頻繁に発生しており、民地内での浸水被害も発生しています。</p>			
◇地域ニーズ等の収集手段			
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他(道路利用者、隣接企業からの要望)			
◇区民からの具体的な要望			
<ul style="list-style-type: none">・ 民地(隣接企業)からの排水施設を新規に接続させてほしい・ 大雨時に道路が冠水するのを防いでほしい・ 道路冠水に伴い道路より低地の民地側に雨水が流入するのを防いでほしい			
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。			
<p>神奈川区運営方針：Ⅱ 1「安全・安心なまちづくり」</p> <ol style="list-style-type: none">1 日々の道路パトロールや大雨時の現地確認を行うとともに、必要な箇所の補修工事の実施、陳情に対する迅速な対応等を行っています。2 適切な維持管理の実現に向け、関係局との役割分担等について協議を継続して行っています。			
◇提案内容・概算額等			
【港湾局、環境創造局、道路局】			
<ol style="list-style-type: none">1 排水施設の所管部署や役割分担の明確化2 臨海部における独自の管理ルールを策定3 雨水排除計画の見直し、策定4 適切な維持管理に必要な予算を継続的に確保			
◇参考：区執行体制上の課題			
現行の体制で対応			
◇所管局			
所管局課	港湾局政策調整課、環境創造局下水道事業マネジメント課・管路保全課、道路局維持課・管理課		

◆局回答内容

港湾局		政策調整課	
担当者名	浅野	TEL	671-7300

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 臨海部の浸水対策及び雨水排水施設の適切な維持管理ができるよう、排水施設の所管部署や役割分担の明確化について、今後とも関係局として調整していきます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

環境創造局		下水道事業マネジメント課 管路保全課	
担当者名	山崎（下水道事業マネジメント課） 佐丸（管路保全課）	TEL	671-2838（下水道事業マネジメント課） 671-2832（管路保全課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 これまで関係局とともに様々な課題について協議を行ってきました。今後も引き続き協議に応じてまいります。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

道路局		維持課、管理課	
担当者名	青木（維持課） 南（管理課）	TEL	671-2782（維持課） 671-2770（管理課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 臨海部の雨水排水施設の適切な維持管理及び浸水対策ができるよう、今後とも関係課として、協議に応じてまいります。また、既存道路の維持管理については、引き続き対応してまいります。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	西区		高齢・障害支援課	
		担当者名	九川	TEL	320-8418
		共通区	4区(神奈川区、保土ヶ谷区、旭区、港北区)		
		継続年数	新規		
提案種別		予算関連			
番号	項目				
7	障害者生活体験事業(西区版生活支援拠点のモデル事業)の推進				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>既存の制度では、親元から一人暮らしを始めるための体験の機会は、宿泊型自立訓練やグループホームといった場しかありません。また、それぞれ共同生活を前提としているため、アパートでの一人暮らしを希望する方や共同生活がなじまない方等には向きません。自分の希望にあった住まいの場の選択を可能とするためにも、多様な体験の機会・場が必要です。マンスリーマンションを活用しての体験は、実際の一人暮らし生活をイメージすることができる機会であり、また体験が本人の自信となり、自立に向けての目標の明確化にもなります。</p> <p>(第4期横浜市障害者プランの抜粋) 「生活の場面」住む・暮らす</p> <p>障害のある人が、自分の住みたいと思う地域で希望に合った暮らしを安心して続けるためには、福祉サービスや社会資源を充実させることが重要です。多様な「住まいの場」を確保し、提供できる情報や体験の機会を増やすことで本人の選択肢を広げ、暮らしていく上での困りごとに対する支援を充実させるなど、一人ひとりが地域で望む生活を送ることができる環境を整えることが求められています。</p> <p>(根拠・データ等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・西区 精神障害者手帳保持者：1,042人 自立支援医療(精神科通院) 受給者数：1,886人 知的障害者手帳保持者：654人 ※令和3年3月末時点 ・住居の状態人口等基本集計結果 共同住宅に居住する世帯 75%(西区) 共同住宅に居住する世帯 60%(市内) ※平成27年国勢調査 					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()					
◇区民からの具体的な要望					
<p>令和2年度に実施した西区版生活支援拠点のモデル事業の利用者からの感想</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一人暮らしの部屋や生活、騒音等身近にイメージができた。 ・食生活、必需品等、様々な課題が体験できた。 ・体験できる「場」があることで一歩踏み出した。 					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。					
<p>令和3年度西区運営方針「障害のある人も住みやすい環境づくりを進めます」 精神障害者等が自立するためのステップとしてマンスリーマンションを活用するなどして生活体験を行う場を提供します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度西区版生活支援拠点のモデル事業 区内のマンスリーマンションを活用した、一人暮らし体験の機会の提供。 (上半期8月実施：見学・体験16名 下半期1月実施：見学・体験41名) ・令和3年度は、上記に加え実際の一人暮らしに近い状態が体験できるよう、家事援助ヘルパーの派遣を新規に実施。 (上半期9月・下半期1月予定) 					
◇提案内容・概算額等					
<p>西区が実施している障害者生活体験事業(西区版生活支援拠点モデル事業)を希望する区(地域)で実施できるよう予算化。</p> <p>内訳) @500千円×5区(希望する区)</p>					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	健康福祉局障害施設サービス課				

◆局回答内容

健康福祉局		障害施設サービス課	
担当者名	坂井	TEL	671-2416

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>「多様な住まいの場を体験する機会を増やす」という障害者プランの趣旨からすると、一人暮らしを希望する方や共同生活がなじまない方等の自立を目的とした制度については必要性が高いと考えます。この場合に重要なのは、事前のアセスメントと一人暮らしを体験した後のフォロー体制までしっかりと組み立てることと考えます。</p> <p>今回提案頂いた事業は、区内に精神障害者グループホーム等が少ない一方でマンスリーマンション等の地域資源が豊富な西区の地域性を活かしたといえるもので、同事業をそのまま市内18区に展開応用する場合、各区の地域事情と符号しないという課題があります。</p> <p>既存事業や制度との関係性整理に加え、地域ごとにサービス提供事業者等の資源が異なる中で、全市一律の形で実施するのが良いのか、各区の自主的な動きを支援する形が良いのか、十分な検討が必要と考えます。</p> <p>今後局としては、主に精神障害関係の施策の中で区によって異なる課題や解決方法に対応するために、各区における『地域生活支援拠点』又は『精神障害にも対応した地域包括ケアシステム』で事業費が必要となる取組として、各区の生活支援センター等から局に提案した事業から、審査選考された事業について当該区の生活支援センターに事業費を助成する仕組みを検討していきたいと考えています。</p> <p>現状では、西区での同事業も2年目であり改良するべき事項(付帯サービスの問題や体験後の次のステップの創出等)も未だ多いと認識していますので、今後の西区内での同事業の発展状況を捉え、より適切なタイミングで市として採択できればと考えています。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局
------	-------

西区		高齢・障害支援課	
担当者名	九川	TEL	320-8418
共通区	14区（鶴見区、神奈川区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、港北区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
----	----

8	要電源の医療的ケアを必要とする障害児・者等への災害対策として非常用電源購入費の助成制度の創設
---	--

◇地域の課題、基礎データ等

1. 人工呼吸器等、電源を要する医療機器を使用する障害児・者等は、災害時に自力で避難することが難しく、長期間に渡る停電の事態への備えとして、電源確保といった対策が必要です。
 2. 災害時個別支援計画「わたしの災害対策ファイル」作成者へのヒアリングの結果、予備バッテリーは6時間程度でありそれ以上の備えの対策はないこと、また災害時に充電ステーションに向くことは難しく、昨今では新型コロナウイルスのこともあり、在宅避難を想定しているとの回答がありました。
 3. 災害時の備えとして、蓄電池への関心を示す声はありますが、費用が高く購入に至ってはいません。非常用電源購入費の補助金制度を設けている自治体もあり、本市としても昨今の激甚災害や新型コロナウイルス感染予防の対策としても、災害時の自助を促す対策が必要と考えます。
 (根拠・データ等)
 西区内「わたしの災害対策ファイル」作成数30件 ※人工呼吸器等の医療的ケアを要する方を対象に配付

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

令和2年度に行った、電源を要する医療機器を使用している対象者への個別の聞き取りでは「蓄電池は購入したいが費用が高い」「購入を検討しているが、まずは見てから決めたい」等の意見がありました。
 また、今年度実施する「要電源の医療的ケアを必要とする障害児・者等災害対策用蓄電池貸与モデル事業」において、災害の備えの意識の向上と、蓄電池のニーズ把握を行います。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

- ・平成29年度、自助・共助のツールとして「わたしの災害対策ファイル」を作成し、医療的ケアを要する対象者へ配付・作成支援を開始しました。
- ・令和3年度は、西区運営方針「障害のある人も住みやすい環境づくりを進めます」の中で、「要電源の医療的ケアを必要とする障害児・者等災害対策用蓄電池貸与モデル事業」を実施します。

◇提案内容・概算額等

人工呼吸器等、電源を要する医療機器を使用する障害児・者等に対し、非常用電源装置（蓄電池）の購入補助
 内訳）@62千円×1/2×市内要電源医療機器（人工呼吸器）使用者517人=16,027千円
 ※市内要電源医療機器（人工呼吸器）使用者数については、令和2年度6月の数値を参考）

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	健康福祉局障害施策推進課
------	--------------

◆局回答内容

健康福祉局		障害施策推進課	
担当者名	田辺係長	TEL	671-3603

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	他都市事例を参考に、対象者・対象品目等を整理し、予算計上します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

都市整備局		都市デザイン室	
担当者名	渡辺	TEL	671-2023

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	都心プロムナード事業は、歩行者が安全でゆっくり楽しく歩ける環境を整備すること等の目的で昭和49年に道路事業の一環として開始されました。一方で、絵タイルが滑りやすく、維持管理に苦慮している状況が続いています。このため、絵タイルの現況を把握し、条件整理を行った上で、時代と共に変化した街に応じた都心プロムナード事業について、方針決裁に向けた調整を行います。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	市民局
------	-----

南区		地域振興課	
担当者名	飛留間、前田	TEL	341-1237
共通区	7区(鶴見区、保土ヶ谷区、港北区、緑区、青葉区、泉区、瀬谷区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	
予算・制度関連	
番号	項目
1	安全で安心な「子どもの遊び場」制度構築
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>子どもの遊び場は、平成6年に施行された「横浜市遊び場要綱」(以下、「要綱」という。)に基づき、遊休地を暫定的に利用して、子供が安全に遊ぶことのできる施設であることを目的とし、地域の方々の協力によって設置・運営している施設である。</p> <p>南区では、これまで「横浜市公園施設点検マニュアル(平成28年4月)」に基づき、劣化の面から遊具等の点検を実施してきた。しかし、遊び場には遊具更新の仕組みがなく、設置年数の古い遊具が多いため、一般社団法人日本公園施設業協会が定める「JPFA-SP-S:2014」に基づき、安全規準の面から点検を実施したところ、南区の「子どもの遊び場」に設置されている全ての遊具が、安全規準を満たしていない(規準不適合遊具)ことが判明した。</p> <p>古い遊具は、部分的な修繕によって、規準適合遊具に変えることはできないため、撤去する必要がある。要綱では、遊休地に子供が遊べる遊具等を設置する施設を「遊び場」と定めており、遊び場は遊具等の設置を前提としている。また、地域の方の遊具等に対する思い入れも強く、撤去後の新設を求められている。全区で実施されている事業でありながら、要綱に遊具点検や更新のルールが記載されておらず、区ごとに異なる管理を行っており、遊び場の遊具等の安全性を担保できていない状況を改善する必要がある。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 横浜市遊び場要綱(一部抜粋) 7 環境整備 <p>(2) 設置後において、安全性等を阻害する事態が生じた場合は、区長は土地所有者及び管理運営団体等と協議の上、必要な措置を講ずる。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
・安全を考慮した遊具の撤去は仕方がないが、遊具利用者が多いため、撤去したままにせず新設してほしい。	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
<ul style="list-style-type: none"> 令和元年度まで、劣化の面から遊具等の点検を実施し、危険性がある遊具は、撤去・修繕・使用禁止の掲示等対応 令和2年度、安全規準の面から点検を実施し、全ての遊具が、安全規準を満たしていないことが判明 	
◇提案内容・概算額等	
<p>「子どもが健康的で安全に遊ぶことのできる施設」を維持するため、要綱改正やマニュアル策定による、管理運営方法等の制度構築及び必要な遊具更新費用の確保を要望する。</p> <p>(1) 要綱及びマニュアル等の制度構築：共通区を含む8区</p> <p>(2) 遊具等の更新費用(概算)：南区のみ</p> <p>ア 撤去：■■■千円</p> <p>イ 新設：■■■千円</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	市民局地域施設課

◆局回答内容

市民局		地域施設課	
担当者名	加藤、志村、北村	TEL	671-2326

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>要綱改正やマニュアル策定等については、各区と調整の上、対応を検討します。また、遊具の撤去等については、緊急性が高いため、既存事業での対応を含めて引き続き検討します。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	デジタル統括本部、市民局
------	--------------

南区		戸籍課	
担当者名	田中 香織	TEL	341-1118
共通区	13区(神奈川区、保土ヶ谷区、青葉区、1,2,4のみ栄区、1,2のみ中区、旭区、金沢区、緑区、都筑区、1のみ港北区、泉区、2のみ磯子区、瀬谷区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	制度関連
------	------

番号	項目
2	持続可能なマイナンバー事務執行体制の構築

◇地域の課題、基礎データ等

《前提条件》

- ・令和4年度末までに全市民へのカード交付
- ・デジタル改革関連法の成立によるカード利用の増大

マイナンバーカードは「令和4年度中にほとんどの住民が保有する」という国の方針のもと、令和3年5月にはデジタル改革関連法が成立した。今後、マイナンバーカードを活用した国の新たな事業展開が本格化し、行政の事務手続きの姿は大きく変化していくこととなる。

【予定事業】 マイナンバーカードと健康保険証・自動車運転免許証の統合、スマートフォンへの搭載
国家資格事務の利用拡大、各種公的資金給付のための口座登録ほか

《現状と課題》

- 1 戸籍課はマイナンバーカードの交付や電子証明書の発行に関する役割を担っており、区に「制度全般」について対応できる窓口はない。特別定額給付金やマイナポイント事業の際は、これらに関する区民からの問い合わせや相談が戸籍課に多く寄せられたが、応えることができず、お叱りをいただくことが多かった。
また、本市のマイナンバー担当は「制度全般」についてはデジタル統括本部、「カード交付関連」が市民局と分かれていることから、区にマイナンバー制度に関する市民からの問合せが来た際の対応が難しい状況である。
本格的なデジタル社会の到来に対応するために、新たな体制構築が必要である。
- 2 マイナンバーカードに関連する市民の利便性については、次のような課題がある。
 - (1) マイナンバーカードの手続きについては、土日祝日及び平日夜間の需要が多い。カードの受け取りについては令和3年度から特設センターの開設で応えているが、交付特設センターが令和4年度までの時限的なものであると令和5年度以降は需要には応えられない。
 - (2) さらに、交付特設センターの対象者は新規発行のマイナンバーカードに限られており、更新・再交付等の2回目以降の交付は区でしかできない。マイナンバーカードは10年ごとに更新が必要であるため、普及するとマイナンバーカード更新の需要が区役所のみにかかることとなる。
 - (3) マイナンバーカードの電子証明書については、カード発行から5年で更新が必要となる。令和2年度は平成27年度～28年度の制度発足時にかけてカードを受け取った方の電子証明書の更新が多く発生したが、更新は区役所に来庁しないとできない制度になっている。また、入力ミスでパスワードがロックされた場合にも来庁して手続きが必要となることから、令和2年度は、特別定額給付金申請に関連してパスワードのロック解除を希望される方が殺到し、転出入や印鑑登録など従来の手続きで来庁されるお客様を長時間待たせたり、諦めてお帰りいただくことも多く発生した。

《令和5年度以降の課題》

- 1 上記のとおり、マイナンバーカードの手続きのため、少なくとも5年ごとに来庁していただく必要があり、かつこのサイクルは永遠に続くことになる。交付特設センターが令和4年度までの時限的なものであると、その3年後の令和7年度にはマイナンバーカード導入時に大量発交付したカードが有効期限を迎えるうえに令和2年度に大量交付したカードの電子証明更新と重なるため、必要な対応については現在から検討を進めることが必要と考えられる。
- 2 マイナンバー制度についての担当窓口が区役所に無いため、電話や直接来庁された方の問い合わせ対応ができない。特に生活保護、こども家庭、障害関連の給付金や国民健康保険、市税といった区各課での事業展開が今後進むと相談、問い合わせ、苦情が多数生じることが予想されるが、戸籍課ではカード交付以外の対応はできない。今後、国の事業が進むと更に問い合わせや手続きのサポート要請も増えると考えられる。
- 3 マイナンバーカードの普及、及び住民基本台帳法の改正（実施予定）により転入届に関する業務量が増大する。特に繁忙期は手続き時間と待ち時間が長くなることが予想され、現行のようなマイナンバーカード業務と並行して対応していくと戸籍課窓口の密、混乱を招くことが十分予想される。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

- ・マイナンバーの相談をどこにすればいいかわからない。
- ・待ち時間が長い、窓口の混雑を解消してほしい
- ・マイナンバーカードの受取について、更新・再交付であっても、夜間や休日に行いたい。
- ・電子証明書更新やロック解除を夜間や休日に行いたい。
- ・電子証明書の更新を来庁せずにオンラインで行いたい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

- ・電子証明書更新予約専用窓口を6階会議室に新設。(令和2年4月)
- ・マイナンバーカード交付数増加に伴い、電子証明書更新用臨時窓口をマイナンバーカード臨時交付窓口へ転換。電子証明書更新予約専用窓口を2階窓口へ変更(令和2年12月)
- ・電子証明書更新予約専用窓口を機能強化し、住所異動を伴わないロック解除や予約外の更新を実施(令和3年2月)

◇提案内容・概算額等	
1	マイナンバー関連包括機能の検討・推進 マイナンバー制度からカード交付にわたるマイナンバー全てに関する業務を包括的に推進する機能を本市に設け、情報発信、相談、案内やサポート等を総合的に推進する。
2	交付特設センターの恒久化と機能拡充 現在の交付特設センター4か所（令和4年度開設予定を含む）を恒久化し、マイナンバーカード全般の業務（カード更新及び電子証明書更新含む）を担う「マイナンバーセンター」として、機能強化する。 これにより、平日夜間や休日のマイナンバーカードに関する手続きの需要に応える。 また、現在各区で行っているマイナンバーカード全般業務をマイナンバーセンターに集約することにより、業務の効率化を図る。
3	行政サービスコーナーのブランチャ化 行政サービスコーナーに「マイナンバーセンター」のブランチャ機能を持たせ、電子証明書の更新やパスワードのロック解除をより身近な場所でも行えるようにする。
4	区におけるマイナンバー専門相談窓口機能の新設 市民により分かりやすいマイナンバー専門相談窓口機能を区に設け、マイナンバーを活用した事業の区民からの相談・情報発信・サポートを行う。
※	区戸籍課は、住所異動に伴うマイナンバーカードの処理、電子証明書の更新やパスワードのロック解除を行い、カード交付は行わない。
【参考】	
マイナンバー関連包括機能の推進	マイナンバーの全てに関わる本市の統括・企画・運用
マイナンバーセンター	マイナンバーカードに関する全ての業務を行う拠点
行政サービスコーナー（ブランチャ）	マイナンバーセンターのブランチャ
区（マイナンバー専門相談窓口）	マイナンバーの全てに関わる区民からの相談・情報発信・サポート窓口
区（戸籍課）	住所異動に伴うマイナンバーカードの処理・電子証明書関連
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	デジタル統括本部企画調整課、市民局窓口サービス課

◆局回答内容

デジタル統括本部		企画調整課	
担当者名	十鳥、淡路	TEL	671-3321

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	【提案1について】 ・デジタル統括本部企画調整課は、マイナンバーを利用した情報連携の運用等を行っており、市民局窓口サービス課はマイナンバーカードの交付を行っています。 性質の異なる2つの機能を統合する事は困難なため、両課の連携を一層深めることで対応してまいります。 【提案4について】 ・マイナンバー制度に係る市民からの問合せについては、マイナンバー制度そのものではなく、関連する業務の制度や手続への問合せであるため、原則各業務所管課が対応すべきと考えます。そのため、業務所管課ではない戸籍課に問合せがいかないよう、制度や手続開始前に、業務所管課と十分に調整を行います。 ・今後のマイナンバー制度及びマイナンバーカードの利活用の拡充により、業務所管課での対応が困難であり、また相談や支援を必要とされる市民の方が相当数見込まれるような状況になった場合は、デジタルディバイド対策の一環として、区役所への支援員の配置等を検討します。
	◇対応する場合の課題

市民局		窓口サービス課	
担当者名	本多	TEL	671-4639

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	（提案2について） 令和5年度以降のカード更新業務への対応については市民局としても課題ととらえており、国の補助金の状況など財政的な状況も踏まえて検討していきます。 区でカード交付を行わないという提案については、市民サービスの低下につながりかねず、現時点では考えておりません。 （提案3について） 行政サービスコーナーの今後の展開については、「証明発行拠点見直し方針」のなかで検討していきます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

◆局回答内容

健康福祉局		障害施設サービス課 障害施策推進課	
担当者名	坂井（障害施設サービス課） 萩原（障害施策推進課）	TEL	671-2416（障害施設サービス課） 671-3603（障害施策推進課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 「提案1」について⇒「対応しない」 いわゆる「過齢児」への取組については、法制度上の課題として、複数の所管課が協力して取り組む必要がある。「児」の段階で施設における早期からの介入がスムーズで的確な判断・移行を実現できる。 短期入所事業は、障害児・者の介護者や家族が疲労回復を図る時や、病気・事故等の理由で介護ができない時の一時的な利用を想定したもので、そのサービスの特性上不安定な状態の中でのアセスメントは不確実性が高くなるほか、「者」施設内に新たな枠を創設する場合、これに伴う「者」の新たな入所への制約について、関係各方面の理解を得る必要がある。 「提案3」について⇒「対応する」 今後要綱の改正を含め、やむを得ない措置のより適正な運用のため、実施に係る事務手続について整理、検討していく。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

こども青少年局		障害児福祉保健課	
担当者名	嶋田	TEL	671-4274

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 障害児入所施設に入所する障害児・者の地域移行を進めるため、18歳以降の生活への移行に係るアセスメント支援や助言などをコーディネーターが行うことで、障害児・者間で一体的な支援施策を展開します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	子ども青少年局
------	---------

南区		子ども家庭支援課	
担当者名	森山 土田	TEL	341-1146
共通区	5区（鶴見区、港南区、金沢区、戸塚区、泉区）		

継続年数	新規
------	----

提案種別	制度関連
------	------

番号	項目
4	母子生活支援施設所在区における課題分析及び解決に向けた対応策の実施

◇地域の課題、基礎データ等

南区は、母子の生活と自立を支援する母子生活支援施設が2か所あり、就労や生活の相談支援を社会福祉職が担っています。課題として、①精神疾患や知的障害などのある親が多く、支援が年単位の長期にわたる②多くの子どもが要保護児童として、母子ともに手厚い支援が必要であることから施設職員と社会福祉職が綿密な連携により時間をかけて自立を支援していく必要があります。しかし、施設未所在区と同様の支援体制のため、施設入所者への訪問や相談等に十分な時間が得られていません。

また、支弁費や徴収事務を行う担当者については、区役所、施設ともに共通のマニュアルや事務説明会もなく、書類の確認に時間を要していますが、施設入所者に影響がでるため、対応せざる得ない状況です。

さらに、南区の特性として、生活保護率2位、児童扶養手当受給者数3位、外国人登録率2位、要保護要支援児童の状況など、福祉的支援が必要な家庭が多い背景を抱えています。

母子支援施設所在区については、同様の課題があり、施設入居者に十分な支援を行っていくためには、課題解決に向けた取組による支援体制の構築が必要です。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
 2 市民からの提案等
 3 地区担当制
 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート
 6 区民要望
 7 関係団体からの要望
 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

・入所者自身（親）が困難な事案に直面した際に、子どもの養育や安全面の確保等が必要となるが、当事者や施設から、対応遅く不安である、もっと相談に乗って欲しいとの声がある。また施設職員が対応に苦慮していることが多々ある。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

・施設未所在区と同様の体制のなか、緊急や業務時間外の対応等入所者の個別状況に合わせた支援と施設職員との調整に時間を要している。計画・予定が立てられない業務のため、慢性的に超過勤務を行い事案や通常業務への対応している。

・施設職員からの問合せ等が多く、その都度要綱等を確認し、説明が必要となっている。

◇提案内容・概算額等

①母子生活支援施設所在区における課題分析及び解決策の検討を行う局と区による検討会の開催

【参考】現状想定される解決策案

- ・所管局課における施設職員の人材育成（相談支援及び事務手続等）
- ・支弁関係の局集中化
- ・社会福祉職の体制強化 など

②解決策の内容に応じた適切な予算の確保

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	子ども青少年局 子ども家庭課
------	----------------

◆局回答内容

子ども青少年局		子ども家庭課	
担当者名	稲村	TEL	671-2394

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 これまででも、母子生活支援施設所在区の区担当者と局との検討会を開催してきましたが、引き続き、各区における課題分析及び解決策の検討を行います。具体的には検討会の中で議論を進めていきますが、施設職員の人材育成や社会福祉職の体制のあり方など、議論していきます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	道路局	南区		区政推進課・南土木事務所	
		担当者名	青木	TEL	341-1232
		共通区	2区（神奈川区、金沢区）		
		継続年数	7年以上		
提案種別		予算関連			
番号	項目				
8	地震火災対策重点路線の早期整備				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>「横浜市地震防災戦略における地震火災対策方針(平成26年3月)」において、都市計画道路の整備による延焼遮断帯の形成が謳われ、「地震火災対策重点路線」として汐見台平戸線と六角橋線を位置付け、その後、平成27年3月に泥亀釜利谷線が追加されている。</p> <p>【現状】●汐見台平戸線(南区)全線着手済み ●六角橋線(神奈川区)未着手区間560m ●泥亀釜利谷線(金沢区)未整備区間810mのうち現道のない530mに事業着手(平成30年)</p> <p>○減災目標(令和4年)まで残り1年だが、事業化の目処が立っていない未着手区間がある。 ○地震火災対策方針に位置付けされたが、街路事業の枠内(枠的公共事業)に留まっている。 ○3路線の整備には、平成30年度～令和4年度までに事業費約118億(うち用地費約106億)円が必要と見込まれている。 ○事業中の都計道整備に係る国交省道路局の交付金内示率が低く整備が進まない。</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()					
◇区民からの具体的な要望					
南区 平成22年～歩道が無く危険という意見や拡幅等要望あり 「別所地区懇談会」にて要望あり 神奈川区 未着手区間の早期整備について、2015神奈川区民協議会「区民のつどい」にて要望等あり 金沢区 未整備区間のうち現道のない区間530mの早期整備について区民要望あり					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。					
汐見台平戸線・六角橋線の事業中区間の一部は各区土木事務所で実施中 泥亀釜利谷線は、別途、金沢区の地域ニーズ反映システム案件として平成26年度予算編成に向けた提案から継続して提出中「泥亀釜利谷線の整備促進」金沢区提案					
◇提案内容・概算額等					
<p>【課題解決のための方策】</p> <p>○汐見台平戸線 交付金事業として整備を着実に推進 ○六角橋線・泥亀釜利谷線 国交省交付金メニューの積極導入とその事業費枠の拡大要望 ○枠的公共事業費とは別枠で事業費を確保 ○事業推進のため所管部署の体制を強化し、地元調整は関連局が連携</p> <p>【提案内容・概算額】</p> <p>●汐見台平戸線 事業費の確保と整備の推進 ●六角橋線 未着手区間の早期事業化(認可取得等) ●泥亀釜利谷線 現道のない区間530mの早期整備 ●事業所管部署の体制強化 測量・設計・用地買収費・工事等 3路線合計 約10億円</p>					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	道路局企画課、事業推進課、建設課				

◆局回答内容

道路局		事業推進課、企画課、建設課			
担当者名	小川、酒井【事】 関野、原【企】 北川、入野【建】	TEL	671-3533【事】 671-2777【企】 671-3526、3539【建】		

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	汐見台平戸線や泥亀釜利谷線については、延焼遮断帯としての効果を得られるよう、用地取得等事業を進めます。(建設課) 六角橋線の未着手区間についても、事業化に向け、引き続き検討を進めていきます。(事業推進課・企画課)
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局
------	-------

南区		福祉保健課	
担当者名	木下	TEL	341-1185
共通区	2区(西区(一部のみの)、都筑区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	
制度関連	
番号	項目
9	予防接種実施依頼書(他都市依頼のみ)の電子申請受付の実施
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>区民が里帰り出産等により、他都市で子供の予防接種を受けることを希望する場合、予防接種実施依頼書の発行申請は、現在、電話・FAX及び窓口で受付となっていますが、大部分が電話の聞き取りによる受付をしています。聞き取りにあたっては、確認する項目が多いこと、個人情報や里帰り先の住所(郵送先)など聞き取りに注意を要する必要があります。</p> <p>電子申請受付を実施することで、区民の利便性向上と、職員の事務負担の軽減を図ることができます。</p> <p>【基礎データ】(南区) 平成30年度 受付件数:40件 発行枚数:211枚 令和元年度 受付件数:62件 発行枚数:329枚 令和2年度 受付件数:72件 発行枚数:505枚</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
電話による申請の場合、職員が聞き取りにより個人情報を記入するため、誤りが生じる可能性がある。	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
◇提案内容・概算額等	
電話・FAXに加え、電子申請による受付を行うことで、利便性の向上及び事務の効率化が図られると考えます。 ①電子申請フォームによる申請受付 ②予防接種実施依頼書発行マニュアルの改訂	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	健康福祉局健康安全課

◆局回答内容

健康福祉局		健康安全課	
担当者名	桑原、田川	TEL	671-4190

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 里帰り出産などの理由で定期予防接種を他都市で受ける場合に必要となる予防接種実施依頼書の発行申請において、電子申請フォームでの受付を可能とすることは、市民の利便性を向上し、事務の効率化も見込めることから、実施していただきたいと思ひます。また、うまく運用できた場合には好事例として他区に紹介させていただきたいと思ひます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	デジタル統括本部
------	----------

港南区		総務課・区政推進課	
担当者名	笹生・長岡	TEL	847-8307
共通区	7区(鶴見区、神奈川区、西区、緑区、青葉区、栄区、瀬谷区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項 目
----	-----

1	区庁舎へのWEB会議用防音ブースの設置
---	---------------------

◇地域の課題、基礎データ等

コロナを契機として、市役所内及び外部との会議等については、感染症予防やワークスタイル改革の観点からWEB会議が一般的になり、今後もその状況は進んでいくと想定される。しかしながら区役所においては、YCAN（横浜市行政情報ネットワーク）回線は自席や一部の会議室のみに設置されていることもあり、WEB会議の参加において独立したスペースを確保することが難しく、自席での会議参加を余儀なくされることが多い。
そのため内部及び外部とのWEB会議において独立性を保ちつつ、快適に安心してWEB会議に参加できる環境整備が必要である。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

WEB会議、研修等のニーズは高まっている。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

◇提案内容・概算額等

- ・区庁舎へのWEB会議用の防音ブースの設置（ ■■■■■ 円）
- ・設置・運用における技術的支援

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	デジタル統括本部企画調整課
------	---------------

◆局回答内容

デジタル統括本部		企画調整課	
担当者名	吉田	TEL	671-3739

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 区役所庁舎内でWEB会議を実施するための環境の充実について、デジタル統括本部が区役所への伴走型の支援を行う枠組を構築し、その中で区役所と共に検討していきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	デジタル統括本部
------	----------

港南区		総務課・区政推進課	
担当者名	笹生・長岡	TEL	847-8307
共通区	17区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、泉区、瀬谷区）		

継続年数	2年
------	----

提案種別	
予算関連	

番号	項目
2	区役所・土木事務所におけるYCAN無線LAN環境の整備

◇地域の課題、基礎データ等

区役所及び土木事務所では本庁舎のようなYCAN（横浜市行政情報ネットワーク）の無線LAN環境が整備されておらず、有線でのLAN及び課ごとのセグメントによりネットワークが形成されているため、自席以外の場所では職員個人の端末からYCANへのアクセスは不可能である。無線LAN環境が整備されれば、会議・打ち合わせ時の資料共有や意思決定が迅速化し、ペーパーレス化が進むことで紙資料の用意に要している時間の短縮や、資源ごみの排出量の削減が図られる。

また、区役所及び土木事務所の特性として、災害や感染症への対応など、課を横断して取り組む業務が多い。無線LAN環境が整備されれば、災害や感染症への対応時の他課応援の際も、自分の端末を持ち込みYCAN及び共有フォルダ等に接続することができ、業務の効率化を図ることができる。

さらに、新型コロナウイルス感染予防によるワークスタイルの変化により、市内部においてもWEBを用いた会議や研修等の頻度が多くなっている。無線LAN環境を整備することで、自席以外の場所からのWEB会議等への参加も容易となる。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

◇提案内容・概算額等

新市庁舎と同様に、職員が区役所・土木事務所内のどの場所でもネットワークに接続できる環境を整備するため、区役所・土木事務所内に無線LAN環境を整備し、職員が自席以外の場所においてもYCAN・区共有ファイルサーバ等に接続できるフリーアクセス環境の整備（ 〇〇〇〇 円）

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	デジタル統括本部企画調整課
------	---------------

◆局回答内容

デジタル統括本部		企画調整課	
担当者名	吉田	TEL	671-3791

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 令和3年3月から8月まで西区において区役所庁舎内YCAN無線LANを試行実施し、その効果検証と課題抽出が行われました。その結果を踏まえ、令和4年度末までに全区庁舎へのYCAN無線LAN整備を目指します。 迅速に整備を進めるため、令和4年度の整備範囲は、原則として区役所の本庁舎内にある区役所組織の居室フロアとし、建物が別となる拠点（土木事務所等）は、今後の検討とします。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	デジタル統括本部・市民局	港南区		区政推進課	
		担当者名	長岡、秋山	TEL	847-8327
共通区	鶴見区、神奈川区、西区、南区(1のみ)、旭区、磯子区(2のみ)、港北区、緑区(1のみ)、泉区	継続年数	新規		

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
----	----

3 ICTを活用した市民向け情報発信手段の拡充

◇地域の課題、基礎データ等

市民への行政情報の広報については、令和元年度港南区区民意識調査によると、区や市に関する情報を「広報よこはま」から得ている人の割合は66%と最も多い一方、即時性が求められる情報の発信には適していません。また、ホームページから情報を得ている人の割合は9%となっており、積極的に利用されているとは言えない状況です。

<令和元年度港南区区民意識調査「関心がある・充実させてほしい情報」上位5位>

- ①防災・防犯に関する情報（避難場所、ハザードマップなど）56%
- ②健康・医療に関する情報（健康診断、医療施設など）50%
- ③福祉サービスに関する情報（高齢者支援、障害者支援など）31%
- ④インフルエンザ対策など時期に合った健康情報 28%
- ⑤区民利用施設の情報（地区センター、地域ケアプラザなど）27%

※30歳代では、「子育て・教育に関する情報」が46%で第2位

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

- ・市から欲しい情報がタイムリーに届かない
- ・ホームページのどこを見れば欲しい情報が載っているのかわからない。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

- 「区民生活の基本となる行政サービスを、お一人おひとりの気持ちに寄り添い、正確・丁寧に提供します。」（令和3年度港南区運営方針）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する各種支援メニューを区庁舎内に掲示（令和2年5月～現在）
- ・新型コロナウイルス感染症に関する情報を地域情報紙に掲載（令和3年1月1日号）

◇提案内容・概算額等

ICTを活用した市民向け情報発信手段を拡充し、必要な人に必要な情報を迅速に届けます。（例：防災・防犯、子育て、健康・医療、区民利用施設、イベント情報など）

- 1 横浜市LINE公式アカウントの機能拡充
LINE公式アカウントの「セグメント配信サービス」等の機能を活用し、登録した市民の居住区や属性（年齢、家族構成、興味分野など）に応じた市政情報をプッシュ型で配信します。
 - 2 スマートフォン向け総合型行政情報アプリの開発
スマートフォン向けの総合型行政情報アプリを開発し、本市からの様々な情報をプッシュ型で配信します。利用者の属性（年齢、家族構成、興味分野など）を登録することで、必要に応じた市政情報を配信します。
- 1又は2について、関係区局が横断的に連携しながら検討を進めていきます。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課 デジタル統括本部企画調整課、市民局広報課

◆局回答内容

デジタル統括本部		企画調整課	
担当者名	吉田	TEL	671-3739

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 デジタル統括本部が区役所への伴走型の支援を行う枠組を構築し、その中で区役所及び広報所管局と共に、本市の広報の方針を踏まえた上で、検討していきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

市民局		広報課	
担当者名	永森、尾林	TEL	671-2349

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 (1について) 現在、導入済の情報配信管理ツール（セグメント配信サービス）を活用し、利用者が受信設定した区域あてに、各区から直接、メッセージが発信できる機能（運用保守費用内で対応）の導入に向けて、各区と調整を進めていきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

Table with header information including '保土ヶ谷区' and '区政推進課', and '所管局名' '建築局'.

Table with '提案種別' '予算・制度関連'.

Table with '番号' '1' and '項目' '管理不全空家への迅速で効果的な対策の検討'.

◇地域の課題、基礎データ等
特定空家とならない管理不全空家(非特定空家)は、区政推進課で現地確認や所有者調査、所有者へ指導通知文を送付し初期指導を行っていますが、空家の解体撤去や定期的な庭木の剪定などの根本的な解決がなされるものは、ごくごく僅かとなっています。管理不全な状態が長期継続と生活環境に悪影響を及ぼし、更に、継続指導案件として累積すること...

- 【現状データ】
■空家の相談等案件数概要
・保土ヶ谷区の空家
H30年度住宅・土地統計調査 約1,200戸
・保土ヶ谷区の空家相談
H27からの累積件数 257件(令和2年度末時点)
・保土ヶ谷区の新規相談空家の件数
H27からの累積件数 192件(令和2年度末時点)
うち 特定空家 16件
改善 13件
継続 163件

- 65歳以上世帯のみの単独世帯
H12年度 4,751世帯
H27年度 10,591世帯
◇地域ニーズ等の収集手段
■1 日常の窓口対応等 □2 市民からの提案等 □3 地区担当制 ■4 地域懇談会等
□5 区民アンケート ■6 区民要望 □7 関係団体からの要望
□8 その他()

◇区民からの具体的な要望
・区役所に相談しても何にも解決しない。
・普通に管理してもらえればよいが、なぜそれができないのか。壊れかかった建物の放置や庭木の繁茂により周辺住環境が悪化し、何もされることがなく放置されていて、非常に迷惑している。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。
・調査及び指導業務
通報者より情報収集、及び現地調査、所有者等の調査、所有者等への指導(年間50件程度 ※保土ヶ谷区)、建築局及び区内関係部署との調整
・過年度案件への継続指導
過年度案件について現地調査及び再指導の実施
・関連会議の調整及び出席
建築局及び18区まちづくり調整担当係長による空家対策意見交換会への出席(年12回)

◇提案内容・概算額等
【概算額】 千円
区民の生活環境への悪影響をおよぼす管理不全な空家に対して、早期改善を促せる環境づくりを提案します。
・所有者が改善する意思のない、周辺環境を悪化させる管理不全空家(非特定空家)に対しても、早期の勧告や迅速な対応が可能となる法制度改正等に向けた検討費用
・周辺住民の受忍限度を超える管理不全空家(非特定空家)についても、条例による緊急回避措置や勧告・代執行等の制度のある特定空家に認定できるよう基準の見直し
・非特定空家に対する住宅用地特例を適正に運用できるよう、税部門への情報提供体制の整備

◇参考：区執行体制上の課題
現行の体制で対応

Table with '所管局' '建築局建築指導課、住宅政策課'.

局回答内容

Table with '担当者名' '田中(住宅政策課)' and 'TEL' '671-4539(建築指導課) 671-4121(住宅政策課)'.

Main response table with columns '対応の有無' and '対応する'. Contains detailed text about '対応する場合' and '対応しない場合'.

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査書

所管局名	健康福祉局
------	-------

保土ヶ谷区		福祉保健課	
担当者名	藤村	TEL	334-6343
共通区	5区(神奈川区、中区、金沢区、都筑区、泉区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	
予算関連	

番号	項目
----	----

3	地域福祉保健計画の周知・啓発
---	----------------

◇地域の課題、基礎データ等

令和3年度から各区の第4期地域福祉保健計画(地福計画)がスタートしています。地福計画については、すでに地域活動に参加している区民には身近な計画ですが、一般の区民に対してはまだ知名度が低い状況にあります。取組を推進していくには、まずは多くの区民に計画を知ってもらう必要があります。

なお、地福計画に関する予算は、策定年度のみ(令和元年度、令和2年度 ※新型コロナの影響で今期に限り令和3年度)の配付となっており、策定に係る経費が確保されている状態です。策定後の周知・啓発に係る経費は確保されておらず、策定年度以外は区づくり推進費で対応しています。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
 8 その他()

◇区民からの具体的な要望

取組を推進していくには計画や取組を多くの人に知ってもらう必要があります、区でも周知・啓発に取り組んでほしい、との要望があります。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

【令和2年度】
各種会議での周知、店舗への訪問・チラシ配架、タウンニュース・広報よこはま・区ウェブサイトへの掲載

【令和3年度(予定含む)】
各種会議での周知、店舗へのチラシ配架、タウンニュース・広報よこはま・区ウェブサイトへの掲載、モニター放映

◇提案内容・概算額等

第4期地域福祉保健計画(区別計画/地区別計画)の周知・啓発に係る経費について、上限60万円の範囲で区に希望額を照会し、予算配付を行う。

【周知・啓発に係る取組例】
計画書概要版やチラシの印刷、啓発グッズ製作、地域情報誌への掲載、デジタルサイネージへの表示 等

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	健康福祉局福祉保健課
------	------------

◆局回答内容

健康福祉局		福祉保健課	
担当者名	牧野	TEL	671-3428

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	区計画策定に係る費用は社会福祉法に規定する計画策定に必要な費用のため、局で予算を確保し区に配付していますが、周知・啓発に係る経費については区の状況に応じて実施する計画推進に伴う費用の一部であり、従来から行われている活動の一環として引き続き個性ある区づくり推進費で対応していただきたいと思いますと考えます。
	◇対応する場合の課題
	個性ある区づくり推進費と区配予算の整理が必要です。

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	総務局	保土ヶ谷区		総務課	
		担当者名	中田、田中	TEL	334-6226
		共通区	4区(西区・南区・金沢区・港北区)		
		継続年数	2年		
提案種別					
制度関連					
番号	項目				
7	補充的避難所の強化及び具体的な運営方法の策定				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>地域防災拠点(指定避難所)の避難者スペースが不足した場合などに開設する補充的避難所については、「標準的な開設の流れ」によると、地域防災拠点と同様の運営が求められています。しかし、地域防災拠点と異なり、備蓄物資や通信設備などの用意も無く、派遣職員の指定もされていない中で地域防災拠点と同様の避難者主体による運営を行うことは困難です。</p> <p>また、横浜市の地震被害想定によれば、いずれの想定地震においても避難者数は発災直後(1日後)がピークであり、補充的避難所の迅速な開設が必要です。</p> <p>さらには、今後継続して取り組むべき重要課題の感染症対策、昨今の激甚化する風水害の観点からも避難所・避難場所の増設の必要性が高まる中、補充的避難所についても地域防災拠点(指定避難所)に準じた物資・設備等を整備する必要があります。</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()					
◇区民からの具体的な要望					
<p>地域防災拠点まで距離がある上に、その経路には起伏もあるなど、高齢者等には避難が困難である。</p> <p>また、地域防災拠点における避難生活の密状態は、感染症に対する不安を強く感じることから、それを解消するために地域防災拠点以外にも避難生活、物資供給、情報収集の拠点となる場所を整備してほしい。</p>					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。					
<p>補充的避難所を開設した場合は、区本部(拠点班、物資・輸送班)と地域防災拠点運営委員会との連絡調整により避難者等を把握し、必要な物資の配分・輸送により対応することとしています。</p> <p>※補充的避難所用として感染症対策物品のみ総務局より支給されています。</p>					
◇提案内容・概算額等					
<p>補充的避難所においても、地域防災拠点に準じた食料等の備蓄や通信手段設備を確保する。また、それに伴う備蓄倉庫の確保について施設所管局等との調整の実施</p> <p>補充的避難所への動員職員、派遣職員の指定を含めた、具体的に全市的な運用方法の策定</p> <p>【総務局危機管理室地域防災課】</p> <p>区においては、各補充的避難所の施設管理者との避難所運営に関わる詳細事項の取り決め及び、地域防災拠点運営委員会との具体的な調整により、補充的避難所ごとの運営マニュアル等を作成する。</p>					
◇参考：区執行体制上の課題					
<p>現行の体制で対応</p>					
◇所管局					
所管局課	総務局地域防災課				

◆局回答内容

総務局		地域防災課	
担当者名	瀬戸、鈴江	TEL	671-2011

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	速やかな開設・運営のため「補充的避難所の標準的な開設の流れ」(マニュアル)の改訂を進めています。食料等の備蓄、通信手段、派遣職員等についてもマニュアル改訂の中で検討します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

	保土ケ谷区		福祉保健課
所管局名	健康福祉局		
	担当者名	近藤、児玉	TEL
			334-6313
	共通区	4区（西区、中区、港北区、南区（一部））	
	継続年数	2年	
提案種別			
予算関連			
番号	項目		
8	民生委員・児童委員の活動支援策の推進及び担い手の確保の取組		
◇地域の課題、基礎データ等			
<p>民生委員・児童委員（以下「民生委員」という）は、厚生労働省により委嘱された非常勤特別職の公務員で地域福祉を支える重要な役割を担っていますが、昨今は高齢化率の上昇に伴う見守りが必要な一人暮らし高齢者（高齢者のみの世帯含む）等の増加、相談内容の多様化・複雑化、地域での成り手不足など、民生委員が地域で活動する環境は各区とも厳しさを増すばかりです。</p> <p>令和4年度に予定されている一斉改選に向けて担い手を確保するためにも、民生委員の負担を軽減する活動支援策や担い手確保に向けた取組が求められています。</p>			
◇地域ニーズ等の収集手段			
<p> <input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（ ） </p>			
◇区民からの具体的な要望			
<p>保土ケ谷区では、民生委員向けに行った協力員制度のアンケート結果より、「民生委員の心理的・物理的な負担軽減」「地域における人材発掘」などの効果があるので、活動支援策として継続してほしい、という意見があります。</p>			
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。			
<p>保土ケ谷区では、民生委員・児童委員協力員制度（以下「協力員」という）を平成30年度より試行実施し、民生委員活動の物理的・精神的負担軽減や地区内に不在時の各種対応など、活動支援策の一助となる効果が表れています。</p> <p>また、協力員を経験してから、その後に民生委員に移行したケースも複数あり、民生委員の担い手確保にも一定の効果が表れています。</p>			
◇提案内容・概算額等			
<p>保土ケ谷区では、協力員による活動支援で民生委員の負担軽減効果、担い手確保の効果が表れているため、引き続き、協力員による活動支援を実施しますが、一方では各区・各地区における課題は様々であるため、各区・各地区の実情に応じた、周知啓発、広報、研修などの活動支援策及び担い手確保の取組を推進するための予算措置を要望します。</p> <p>¥725,900.-（保土ケ谷区の取組における概算額） （内訳） 協力員活動費 @1,750円×34人×12月＝714,000円 ボランティア保険費 @350円×34人＝11,900円</p>			
◇参考：区執行体制上の課題			
現行の体制で対応			
◇所管局			
所管局課	健康福祉局地域支援課		

◆局回答内容

健康福祉局		地域支援課	
担当者名	岩崎、中澤	TEL	671-4046

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 令和4年度の一斉改選に向け、各区・各地区の実情に応じた活動支援策について予算措置をします。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題

◆局回答内容

道路局		事業推進課、企画課、建設課	
担当者名	小川、酒井（事推） 関野、原（企画） 西島（建設）	TEL	671-3533（事推） 671-2777（企画） 671-3526（建設）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	事業中の鴨居上飯田線（本宿・二俣川地区）（さちが丘地区）及び保土ヶ谷二俣川線（本宿地区）については早期の整備完了を目指して引き続き事業を進めていきます。（建設課） 未着手路線・区間のうち、平成28年3月に公表した「都市計画道路の優先整備路線」において、鴨居上飯田線と坂本鶴ヶ峰線（鴨居上飯田線～保土ヶ谷区界）は優先整備路線となっており、鴨居上飯田線の先行着手区間（さちが丘地区、西川島地区）は事業用地の先行取得路線としています。他の事業中区間の進捗よく状況等を見ながら効率的・効果的な整備を検討していきます。（事業推進課、企画課） 保土ヶ谷二俣川線の未着手区間については、連続立体交差事業の進捗を見ながら検討していきます。（企画課）
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

都市整備局		上瀬谷交通整備課	
担当者名	嶋津・岩峪	TEL	671-4607

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	市道五貫目第33号線（上川井・上瀬谷地区）（通称名：八王子街道）及び都市計画道路瀬谷地内線（二ツ橋中部地区）の整備を進めます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	市民局	旭区		地域振興課	
		担当者名	米山	TEL	954-6095
		共通区	1区(金沢区)		
			継続年数	新規	

提案種別	
予算関連	
番号	項目
9	旧青少年の家の解体撤去
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>青少年の家は青少年の健全育成の為の施設として整備されましたが、その用途を終え、現在様々な形で転用されています。建物は区の財産であり、解体撤去する必要がある場合に多額の費用が必要となるため、区で捻出することが難しい状況です。</p> <p>【旭区】 「鶴ヶ峰青少年の家」は、廃止時に(連合会館として使用されるため)平成9年4月1日に地域振興課の財産に組み替えられました。土地については、市営住宅敷地内であることから建築局の所管となり、必要な面積について旭区長が建築局長から使用承認を受けて利用しています。 道路局が事業主体である「相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)連続立体交差事業」の事業用地となるため、同施設の撤去が求められています。事業の進捗により令和4年度中の撤去及び移転を完了することが必要になります。</p> <p>【金沢区】 現六浦地区連合会館は従前「六浦青少年の家」として使用されていた建物であり、平成9年の「青少年の家」廃止に伴い「六浦地区連合会館」に転換されました。建物については区と地元自治会町内会との間で「使用に対する覚書」を締結し使用料を徴収してきました。また底地については環境創造局が所有する「下水道用地」であるため区が環境創造局から占用許可を受け、区が環境創造局に前払いしたのちに管理委員会から区に納入する形を取っています。 平成28年に六浦地区連合が独自に建物の耐震診断を実施した結果、耐震補強及び老朽化により多額の改修費用が必要なことが判明したため会館を利用していた「子供ホーム(放課後児童クラブ)」の移転先を探してきましたが、「子供ホーム(放課後児童クラブ)」が令和3年に移転したことから耐震上の問題もあるため早急に解体撤去する必要があります。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
<p>鶴ヶ峰連合会館の移転を求められている。 【金沢区】六浦地区連合会館の解体撤去が求められている。</p>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
<p>【旭区】令和3年度に個性ある区づくり推進費にて解体の設計費用の捻出。移転先の土地の紹介及び移転先の連合会館新築に伴う会館整備費補助金の各種手続き。 【金沢区】令和2年度に解体撤去費を算出し、市民局を通じて予算要求を行いましたが無視されています。</p>	
◇提案内容・概算額等	
<p>【旭区】 1 旧青少年の家(現鶴ヶ峰地区町内会連合会館)について、相模鉄道本線(鶴ヶ峰駅付近)連続立体交差事業の事業用地となることにより移転に伴い解体撤去が必要 2 建物は昭和38年築であり老朽化もあり、また設計図面がないとの課題もあり、問題点の再整理が必要</p> <p>【金沢区】 1 旧青少年の家(現六浦地区連合会館)の建物は昭和36年築であり老朽化や耐震強度にも問題がある。 2 環境創造局から底地に敷設されている地下埋設管(上下水道管)についても撤去するよう求められています。</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現在の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	市民局地域施設課

◆局回答内容

市民局		地域施設課	
担当者名	加藤、小林	TEL	671-2326

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>【旭区】令和4年度の解体工事に向けて調整しています。 【金沢区】解体に向けて引き続き検討していきます。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	環境創造局	旭区	旭土木事務所		
		担当者名	近藤	TEL	953-8801
		共通区	11区（鶴見区、神奈川区、西区、中区、保土ヶ谷区、緑区、青葉区、都筑区、戸塚区、栄区、瀬谷区）		
		継続年数	2年		

提案種別
予算関連

番号	項目
14	公園緑地の安全・安心向上に向けた維持管理の充実

◇地域の課題、基礎データ等

- ・市内の公園の多くは公開後30年以上経過し、樹木が大きく成長するとともに、隣接する道路や家屋に越境し、維持管理上の支障となっている。地球温暖化の進行に伴い、気象条件が激甚化している中で、大きく成長した樹木は倒木による人的・物的被害の危険性が高い状況にある。また、越境樹木は老木化しているものが多く、安全・安心確保のために剪定や伐採が必須であるが、予算・体制等の問題から完全に実施できていない。
- ・コロナ禍で身近な公園の重要性が高まる中で、管理費不足から十分な草刈りや樹木の手入れが行えず、旭区では半数以上の公園で年1回も実施できていない。さらに、住宅地に隣接した箇所、風の影響を受けやすい大径木化した樹木があり、倒木時の甚大な被害が懸念される。また、これまで各区で管理費の中で工夫して維持管理を実施してきたが、年1回の草刈りも実施できていない公園もでてきており、市民から非常に多くの陳情が寄せられている。

【基礎データ】

- ・旭区では令和元年度台風15・19号では76公園で倒木等の被害が発生（全市では982公園で倒木等の被害発生）
- ・旭区では198公園中の104公園で草刈りが未実施

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

- ・災害時の倒木等被害が発生しないように、未然に樹木の適切な維持管理を行ってほしい。
- ・身近な公園の重要性が高まる中で、定期的な草刈り（年2回以上）を確実に実施してほしい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

- ・草刈り、剪定、伐採等の日常的管理は、管内一円維持委託及び修繕工事により実施
- ・過密や過高木となった樹木の間伐等は、公園緑地整備費を活用して実施
- ・緊急雇用創出事業による補正等を積極的に活用して、維持管理を実施

◇提案内容・概算額等

- ・樹木の伐採、剪定や除草等の維持管理について、優先順位をつけて実施しているが、安全・安心な公園緑地を提供するための維持管理水準を担保できる事業費及び体制の確保や管理手法の検討が必要
- ・風水害に備え危険な樹木などの予防措置を実施できるよう、予算配付及び管理手法の確立
- ・新規公開する公園や既存公園面積の増加、物価上昇を反映した管理予算を確保したうえで、土木事務所への予算配付の検討
- ・予算確保のみならず、中長期的に維持管理水準を確保するため、適切な樹種への転換、草地管理の省力化、民間企業との連携等、持続的な管理を行うための整備手法、維持管理基準等の検討

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	環境創造局公園緑地維持課、公園緑地管理課
------	----------------------

◆局回答内容

環境創造局		公園緑地維持課 公園緑地管理課	
担当者名	望月（公園緑地維持課） 井上（公園緑地管理課）	TEL	671-3848（公園緑地維持課） 671-2642（公園緑地管理課）

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>身近な公園については優先的に予算確保を行っています。今後も公園の適正な維持管理を確保し、持続的に管理運営を進めていくため、区局連携して、新たな担い手づくりや公募型設置管理制度の活用など、様々な公民連携手法も取り入れながら、財源確保にも努めていきます。また、これまで以上に、公園整備におけるライフサイクルコストに着目し、中長期的な視点に立った整備手法や技術について関係課と情報共有と検討を進めます。</p>
対応しない場合	<p>◇課題に対する局の考え方</p> <p>◇対応する場合の課題</p>

◆局回答内容

建築局		建築指導課・住宅政策課	
担当者名	大橋（建築指導課） 田中（住宅政策課）	TEL	671-4539（建築指導課） 671-4121（住宅政策課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 管理不全な空家における指導強化等の取組として、所有者や現場の調査委託などを区局でモデル実施してきました。 今後も、空家等の増加が見込まれるなか、より一層の効果効率的な運用が必須となるため、①登記情報サービスの利用、②所有者調査委託、③過年度の未改善案件に対する経過観察調査について、区局で継続実施できるよう調整します。 累積する過年度案件などの18区対応ルールの統一化については、各区の運用状況等を踏まえながら、区局での連携のもと、検討・調整し、解決の糸口となる事例などを含めてマニュアル等に反映していきます。 また、限られた人員の中で対応できるよう、積極的に委託化を引き続き図るとともに、上記のとおり、区局における指導等の対応方法の見直しを進めていきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	都市整備局	磯子区		区政推進課		
		担当者名	石浦	TEL	750-2332	
		共通区	4区(中区、港南区、緑区、都筑区)			
		継続年数	新規			
提案種別		制度関連				
番号	項目					
6	地域まちづくりルールの運営支援					
◇地域の課題、基礎データ等						
<p>横浜市地域まちづくり推進条例が施行されてから15年以上経過し、現在では市内21地区で地域まちづくりルールが運用されています。地域まちづくりルールは、建物や土地利用などについて、地域まちづくり組織が地域住民等の理解や支持を得ながら自主的に定めたルールを市長が認定するもので、認定を受けた地域まちづくりルールに基づき、地域まちづくり組織が地区内における建築行為等の際に建築主や建築業者と協議を行うなど、ルールを自主運用する制度です。</p> <p>しかしながら、地域まちづくり組織は地域の自治会を中心とした組織である場合が多く、建築業者との協議を行うための基礎知識が不足しているため、近年、ルールを適切に運用できていないケースが散見されます。また、各々の協議結果は都市整備局には建築主及び地域まちづくり組織から届出や報告がありますが、区には情報が共有されないため、苦情や問い合わせに対して直接的な対応はできない状況です。</p> <p>このように、地域まちづくりルールには、ルール策定後の日々の運用にかかる支援はほとんどありませんが、同じように地域で運営する建築協定には、日々の運営に係る支援体制が構築されており、その差は非常に大きいです。</p> <p>【参考】建築協定の運営支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建築協定更新マニュアル」、「建築協定運営委員会の手引き」の公表(市ホームページに掲載)。 ・建築協定運営委員会連絡協議会(市内の全ての建築協定運営委員会による連絡会議)が春・秋年2回開催。会議では、活動・組織の評決のほか、いくつかの地区による事例発表や市職員による講演などを実施。 ・運営委員会初心者向けに図面審査の方法などを学べる「初心者講習会」やテーマを定めて意見交換を行う「勉強会」が春と秋の連絡協議会にあわせて年各1回開催。 ・建築協定の運営に関するアンケート結果やよくある質問についての回答などの情報を掲載した「建築協定だより」が春・秋の年2回発行(市内の全ての建築協定運営委員会に配付)。 ・建築協定地区データベースの作成・更新等 						
◇地域ニーズ等の収集手段						
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()						
◇区民からの具体的な要望						
<ul style="list-style-type: none"> ・自治会に地域まちづくりルールに書かれていないことまで強行に要求され、建築計画の変更を余儀なくされた。行政から運用を改めるよう指導してほしい。 ・自治会の役員になったが、専門的なことはよくわからないので、ルールに関する建築業者からの問合せに対して自信をもって対応できない。 						
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。						
<ul style="list-style-type: none"> ・一部の地域まちづくり組織の図面審査の会議に参加。 ・ルールの運用不備について、都市整備局に相談、対応検討を依頼。 						
◇提案内容・概算額等						
<p>地域まちづくりルールについても建築協定と同様に運営組織に対する支援を行ってください。</p> <p>【例】建築協定には存在する「円滑な運営のための手引き書」の作成、運営組織との情報交換の場の設定、運営組織担当者向けの「初心者講習会」や「(お困りごとを解決する)勉強会」の開催、「(運営で困っていることや間違いやすいポイントなどの情報を共有する)地域まちづくりルールニュース」の定期的な発行など</p>						
◇参考：区執行体制上の課題						
現行の体制で対応						
◇所管局						
所管局課	都市整備局地域まちづくり課					

◆局回答内容

都市整備局		地域まちづくり課	
担当者名	武智、大場	TEL	671-2696

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 地区内における「初心者講習会」開催支援や「円滑な運営の手引き書」の作成等運営組織に対する支援内容や取組について、区と協力し進めてまいります。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	総務局
------	-----

磯子区		こども家庭支援課	
担当者名	木村	TEL	750-2435
共通区	8区(鶴見区、神奈川区、南区、港南区、港北区、栄区、泉区、瀬谷区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	
予算・制度関連	
番号	項目
7	市立保育園における円滑な運営を確保するための事務負担軽減に向けた支援
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>市立保育園では全区共通の業務のほかに、園庭開放や育児相談等の地域の子育て支援業務を積極的に行っています。これら地域の子育て支援業務に伴う事務処理等に、令和2年度に導入された会計年度任用職員制度や新型コロナウイルス対策に係る事務作業などが加わったことにより、園長・保育士の負担が増加しています。また、市立保育園の民営化が進むなか、民間保育園間の連携推進や地域のセーフティネットの機能充実など、市立保育園だからこそ担える機能を維持・向上していくことは、多様な保育ニーズに対応していくうえで必要不可欠です。そのため、業務内容の見直しにより事務負担を軽減し、市立保育園として求められる役割強化・拡大に取り組める職場環境にする必要があります。特に、会計年度任用職員に係る事務については、その労務管理において多くが紙ベースでの管理が行われており、また、保育園の特性として早番遅番など勤務ローテーションが細分化されていることから、ローテーション表や出勤簿の作成、記入された出勤簿の誤りチェックなどの事務作業が正規職員以上に煩雑になっています。また、会計年度任用職員制度に移行したことで、人権研修等の各種研修、人事考課面談・評価なども実施することになり、園長・保育士の負担増の大きな要因となっています。</p> <p>【参考】会計年度任用職員数(令和3年6月時点) 東滝頭保育園：月額職12名、日額職36名 洋光台第二保育園：月額職11名、日額職22名 合計：81名 ※月額・日額ともに1年単位での雇用(更新あり)</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他(磯子区内公立園からの要望)	
◇区民からの具体的な要望	
「園庭開放や育児相談など、地域における子育て支援事業を増やしてほしい」 「子どものことについて、職員ともっと話をする時間をとれないか」「保育士は忙しそうで話しかけられない」などの意見・要望が保護者から寄せられています。	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
こども家庭支援課職員(係長1名、職員2名)が、事務手続きのサポート(会計年度任用職員採用事務の補助、予算執行状況の管理、施設管理等に関する事業者との契約手続き事務等)を担い、市立保育園の事務負担軽減に努めています。なお、出勤簿等の労務管理などは園でなければ実施することはできないため、園に勤務していない担当職員ではサポートは困難です。また、こども家庭支援課職員は市立保育園の事務以外の事務も行っていることから、サポートにも限界があります。	
◇提案内容・概算額等	
庁内全体で進めているデジタル化推進の一環として、各園の会計年度任用職員へ出勤記録用カードリーダーにかざす職員IDカードを配付するなど、庶務事務システムで会計年度任用職員の労務管理ができる環境を整備することで、手作業での事務がなくなり、本来市立保育園が担うべき機能の強化・拡大につなげることができ、保育園のみならず、全区局に所属する会計年度任用職員の労務管理上の事務手続きを簡便化することができ、事務削減の多大な波及効果が期待できます。 <p>【庶務事務システム改修費用概算額】 円 ※現在の庶務事務システムは正規職員の給与支給に合わせた集計タイミングで人事給与システムに連携する前提で構築されており、支給タイミングと連携先が異なる会計年度任用職員が使用するためには根幹の仕組みに手を入れる必要があります。一部区局から利用開始するスモールスタートを行ったとしても構築費用はほとんど変わりません。</p> <p>【庶務事務システム改修に向けた作業期間】 2～3年程度を要します。</p> <p>【庶務事務システム導入により削減できる事務・業務時間/月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出勤簿の作成・2時間/月 ・出勤簿の記入誤りチェック・3時間/月 ・休暇簿の記入誤りチェック・1時間/月 ・勤務実績入力と入力確認作業・4時間/月 ・出張旅費請求・1時間/月 	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	総務局労務課

◆局回答内容

		総務局		労務課	
担当者名	鎌田	TEL	663-0704		

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 庶務事務システムは正規職員向けに作られており、会計年度任用職員に対応するためには大規模な改修が必要となります。多様な勤務形態がある会計年度任用職員の場合、任用時の準備作業や運用における予定実績の確認・修正作業などにより必ずしも正規職員のような事務量削減につながらない可能性があるため、改修の規模に見合う効果は得られないと考えられます。システム化による効果を生むためには、事務運用を整理し、極力シンプルな運用ルールにする必要があります。
	◇対応する場合の課題
	・極力シンプルな運用となるよう、事務運用の整理・見直し ・コストがかからないシステム化方法の検討

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	総務局	金沢区		総務課	
		担当者名	楯、永田	TEL	788-7706
		共通区	5区（西区・南区・港南区・保土ヶ谷区・緑区）		
		継続年数	新規		

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
1	崖くずれ等による地盤等に関する専門家(アドバイザー)派遣制度

◇地域の課題、基礎データ等

1 市防災計画風水害対策編（第3部 第13章 第2節避難指示 1 避難指示の発令）には、「避難行動をとらせる必要が生じた場合に避難行動が必要な地域を示して避難指示を発令する。」と記載があるが、解除の目安に、被害があった場合の具体的な対応策が記載されていない。

2 各区の避難指示等の判断・伝達マニュアルには「警戒レベル4（避難指示）等解除の一般的な目安は、区、消防署、警察署及び応急防災工事施工者等の専門家を交えて解除の判断について協議する。」と記載があるが、大規模な崖崩れが発生した際、避難指示の範囲など適切な指示を出す上では、その状況に応じた地盤、構造物等の危険度判定が求められる。

3 市防災計画震災対策編には被災建築物応急危険度判定制度があるが、風水害には地盤、構造物等の危険度判定の制度がない。また、避難指示の縮小や解除においても、崖くずれ等の状況を踏まえ、地盤の強度や建物への被害等、安全面を鑑み、適切な指示を判断する上では、より専門的な見地が必要不可欠である。

【参考データ】
令和3年7月3日大雨による土砂崩れにより対象区域に避難指示を発令
地盤品質判定士に地盤の評価を依頼し、一部を除き避難指示を解除

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（担当職員）

◇区民からの具体的な要望

- ・避難指示がいつまで継続するのかが不透明である。
- ・避難指示を発令する根拠の説明

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

- ・令和3年7月3日大雨による土砂崩れにより対象区域に避難指示を発令（19世帯36名）
- ・建築局職員及び防災作業隊等による確認・協議、避難指示範囲を縮小（令和3年7月4日 11世帯23名）
- ・地盤品質判定士に相談後、現地調査を実施（令和3年7月10日）
- ・5世帯5名避難指示を継続（令和3年7月13日）

◇提案内容・概算額等

風水害時に発生した被害（崖崩れ、土砂流出等）現場の安全性や危険性（避難指示対象の範囲など）を評価する専門家（アドバイザー）派遣制度を設ける。

【概算額】1事案（1回調査）あたりの調査費 XXXXXXXXXX
（1事案でも複数回の派遣を可能とする（避難指示発令時と解除時など））

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	総務局緊急対策課・危機管理課
------	----------------

◆局回答内容

総務局		緊急対策課・危機管理課	
担当者名	飯野、船見（緊急対策課） 長澤、石田（危機管理課）	TEL	671-2064（緊急対策課） 671-2171（危機管理課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 これまで、解除にあたっての専門家への依頼などについては、具体的な方法などをお示ししていなかったため、手順等について、専門家団体等とも調整しつつ改めて整理し、横浜市風水害対策マニュアル等に掲載することでサポートしていきます。 なお、専門家派遣にかかる費用については、区本部の応急対策活動のための予算である危機管理課の区防災活動事業費を個性ある区づくり推進費に統合していることから、各区において対応をお願いします。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

道路局		企画課	
担当者名	佐藤、郷原	TEL	671-3800

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	今後の地域交通のあり方について検討するとともに、地域の実情やニーズを踏まえた新たな支援メニューの検討を進めます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	デジタル統括本部
------	----------

金沢区		区政推進課	
担当者名	瀬田・小林	TEL	788-7726
共通区	8区（鶴見区、西区、港南区、旭区、磯子区、港北区、緑区、栄区）		

継続年数	新規
------	----

提案種別	
予算関連	
番号	項目
3	AIを活用した区庁舎総合案内の導入
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>区庁舎の総合案内窓口は、日頃から不特定多数の区民の方からの問い合わせに対応しています。特に、昨年度から今年度にかけては、特別定額給付金の関係や新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に関することなどについて、高齢の方を中心に窓口でご案内しています。</p> <p>オンライン手続き等の苦手な方などに対して窓口で案内をすることは極めて重要ですが、感染症対策やデジタル化の推進等の社会状況を踏まえ、非接触による行政サービスの案内が可能となる環境設備が必要です。</p> <p>【総合案内窓口相談件数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年4月～6月 7,144件 ・令和3年4月～6月 9,540件 	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（ ）	
◇区民からの具体的な要望	
<ul style="list-style-type: none"> ・日頃から感染予防を徹底しているため、区役所への来所も極力控えたい。 ・不特定多数が接触する端末等に触れるのは、新型コロナウイルスに感染しないか心配なので、対策を講じてほしい。 ・庁舎案内を多言語に対応したものにしてほしい。 	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
<ul style="list-style-type: none"> ・窓口へのアクリル板の設置など感染症対策を施しながらの案内を実施。 <p>～令和3年度金沢区運営方針 II 目標達成に向けた施策 区民の皆様への「まごころ」あふれる区役所づくり～</p>	
◇提案内容・概算額等	
<p>感染症対策や総合案内窓口の負担軽減、多言語対応を目的として、「AIを搭載したデジタルサイネージ等の設置」により、非接触による行政サービスの案内（庁舎案内）が行える環境を18区一律で整備します。また、庁舎案内として使用していないときは、広報よこはまのプロモーションなどが行えるようにするなどの機能も併せて付与することを検討します。</p> <p>（例）・音声又はタッチパネルにより、受けたい行政サービスが何階の何番窓口で受けられるかが分かるようにする。 ・書類の読み込みにより窓口番号を案内する。 など</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	デジタル統括本部企画調整課

◆局回答内容

デジタル統括本部		企画調整課	
担当者名	堂前	TEL	671-2130

対応の有無	対応する
対応する場合	<p>◇対応の内容</p> <p>令和4年3月及び5月に企業との実証実験を行い、効果検証等を踏まえて今後の取組を検討します。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局
------	-------

金沢区		高齢・障害支援課	
担当者名	大森	TEL	788-7868
共通区	13区（鶴見区・神奈川区・西区・中区・南区・保土ヶ谷区・旭区・港北区・緑区・都筑区・栄区・泉区・瀬谷区）		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
12	福祉避難所における災害対応力の強化

◇地域の課題、基礎データ等

- 福祉避難所は各区内の福祉施設等を指定しているが、非常用電源の取り回し等に不安を抱く施設も多く、また非常用電源を有しない施設では停電時の対応が非常に不安視されていました。
- 特に避難民受入れ等の福祉避難所と区局間での調整には防災用携帯電話や『福祉避難所情報共有システム』を活用する必要があり、停電発生時のシステムダウンのリスクを回避しなければなりません。
- 令和2年度に金沢区において福祉避難所情報共有訓練を実施した後のアンケートでは、有効回答21施設中14施設が「非常用ポータブル電源」の整備を希望していました。
- なおこれまで希望する福祉避難所には、健康福祉局からガスボンベ式発電機が配備されていますが、この耐用年数が迫っている旨健康福祉局から情報提供があり、早急に後継機種の選定を検討する必要があります。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
 2 市民からの提案等
 3 地区担当制
 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート
 6 区民要望
 7 関係団体からの要望
 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

区民からの直接的な要望はありませんが、福祉避難所の機能強化は区民生活の向上に大いに資するものと考えます。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

令和3年度金沢区運営方針「新しい生活様式を踏まえて皆様と共にすすめる施策」1「安心して暮らせるまちづくり」

◇提案内容・概算額等

「各福祉避難所にポータブル電源を確保・配備」
 ポータブル電源確保・整備費
 内訳：ポータブル電源（国内メーカー製の一般的な、電気用品安全法（PSE）適合性検査合格品、電池容量500～1000Wh程度のもの）582台（福祉避難所564施設＋予備）
 ※区は福祉避難所でのポータブル電源配備の希望を取りまとめて所管局に報告し、所管局【健康福祉局福祉保健課】では電源の確保及び発注を取りまとめて各避難所等への配送を行う。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局	健康福祉局福祉保健課
-----	------------

◆局回答内容

健康福祉局		福祉保健課	
担当者名	村尾 中村	TEL	671-4056

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 横浜市内にある福祉避難所のうち、一部施設は平成25年にガス式発電機を導入しています。ただし、その発電機整備要綱における施設での保管期間が終了となるため、機械点検の上、要綱の見直しが必要です。また平成25年に配備していない施設に対しては、電源の確保を進めていきたいと考えています。ただし、電源の形態については、蓄電池や発電機等の性質を踏まえ、区と施設ともに検討しながら整備を進めたいと考えます。 令和3年11月に既に配備している施設へアンケートを実施し、活用状況を調査しました。訓練に活用している施設があった他、点検等に不安を感じている施設もあったため、点検方法や活用方法含めて整備を進めていきます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

<table border="1"> <tr> <td>所管局名</td> <td>こども青少年局</td> </tr> </table>		所管局名	こども青少年局	港北区		こども家庭支援課			
		所管局名	こども青少年局						
担当者名	原田	TEL	540-2280						
		共通区	6区(鶴見区、神奈川区、金沢区、戸塚区、泉区、瀬谷区)						
		継続年数	3年						
<table border="1"> <tr> <td>提案種別</td> <td></td> </tr> <tr> <td>予算関連</td> <td></td> </tr> </table>						提案種別		予算関連	
提案種別									
予算関連									
番号	項目								
5	公立保育所における職場環境改善及び新型コロナウイルス感染症対策の推進								
◇地域の課題、基礎データ等									
<p>港北区は市内でも最も就学前児童数が多く、保育所等利用申請者数も年々増加を続けており、高まり続ける保育ニーズに応えるため、毎年、新設園が創設されており、保育の質の確保・向上が喫緊の課題となっています。これに伴い、地域子育て支援や障害児の受入れ等について中心的な役割を果たしている公立保育所機能強化の重要性が高まっており、令和2年度から続くコロナ禍においても、原則として開所し、社会生活の基盤として重要な役割を果たしています。しかし、施設の老朽化の進行が深刻であり、緊急の修繕を必要とする箇所が例年多く見受けられます。そして、令和2年度に続きコロナ禍での職員の作業場所、更衣室、休憩室等が不足しています。施設内での3密が避けられない状況が続いており、不適切な労働環境改善に向けた早急な対応が求められています。また水栓整備等による感染拡大防止に向けた衛生面での機能拡充を求める声も現場から上がっています。</p>									
◇地域ニーズ等の収集手段									
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()									
◇区民からの具体的な要望									
<p>窓口相談や公立園の利用者からは、園児が安全に園生活を送ることができるよう適切な園環境の維持を希望する声が多く寄せられています。</p>									
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。									
<p>令和3年度予算編成に向けた区提案反映制度では、「公立保育所の新型コロナウイルス感染症対応に向けた環境整備」を提案しています。園児らの衛生環境改善のため、手洗い・足洗いに必要な屋外温水施設等を順次整備しています。また、職員の労働環境改善に向け、港北保育園、南日吉保育園の備え付けプールを撤去し休憩室や活動スペースを増やすべく予算見積もり調書を提出し、令和4年度の下調対象案件となりました。</p>									
◇提案内容・概算額等									
<p>【概算額】 園児が安全な園生活を送る上で必要な緊急大規模修繕費：■■■■千円 (こども青少年局子育て支援課) 屋外の流水施設整備費及び備え付けプール撤去や増築等による職員の休憩室等整備費及び代替にかかる費用等：■■■■千円 (こども青少年局子育て支援課)</p>									
◇参考：区執行体制上の課題									
現行の体制で対応									
◇所管局									
所管局課	こども青少年局子育て支援課								

◆局回答内容

こども青少年局		子育て支援課	
担当者名	山岸	TEL	671-2396

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>市立保育所は総体的に老朽化が進んでおり、修繕等を要する案件が多数あります。そのため、市立保育所の大規模修繕や改修工事に関しては、優先順位を整理したうえで計画的に行っています。なお、個別の工事案件については、下調の結果等を踏まえて調整しています。また、緊急の修繕を要する箇所については、これまで同様、優先的に対応していきます。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	市民局・デジタル統括本部	緑区		地域振興課		
		担当者名	河合	TEL	930-2232	
		共通区	保土ヶ谷区			
		継続年数	新規			

提案種別	
予算関連	
番号	項目
6	自治会町内会ICT活用モデル事業の実施
◇地域の課題、基礎データ等 新型コロナウイルスの影響で、昨年度から自治会町内会を始めとする地域活動団体の行事、会合、日常の活動の多くが実施できない状況となっています。 個々の住民が孤立しがちな状況で地域の絆が今まで以上に必要とされる中、自治会活動を継続していくためには、Web会議等の利用など新しい活動スタイルを取り入れていくことが喫緊の課題となっています。 地域においても、令和2年度に市民局が募集した「自治会町内会新しい活動スタイル応援事業」では、緑区11連合自治会中8団体の応募があったことや、緑区市民活動支援センターや各地区センターで開催しているIT講習会等では毎回多数の参加者があるなど、ICT活用の機運は高まりつつあります。 【基礎データ】 ICTを活用した取組を行っている自治会 12自治会（令和2年度 緑区）	
◇地域ニーズ等の収集手段 <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（令和2年度 横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査報告書）	
◇区民からの具体的な要望 令和2年度に市民局の実施した「横浜市自治会町内会・地区連合町内会アンケート調査」によると、緑区内の複数の自治会から今後ICTの取組を行っていきたい、ICT化が課題という声が上がっています。	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。 令和3年度の緑区運営方針では「ICT等を活用した地域力の推進と市民活動の支援」という項目を設け、地域の課題解決や魅力づくりに向けICTを活用しながら、自主的な活動への支援や地域活動の担い手の育成のため、Web会議による講座等の開催を支援することとしています。	
◇提案内容・概算額等 ○提案内容：「自治会町内会ICT活用モデル事業の実施」 すべての自治会町内会が高齢化の進展やコロナ禍以降の新たな生活様式に対応し円滑かつ活発な活動を行えることや若い世代が自治会活動へ参加しやすくなるよう、ICTを効果的に活用した事例を構築するために、自治会町内会と区役所とが一体となってICT化に取り組むモデル事業を試行実施します。なお、事業の有効性を見極めるため、2カ年の試行実施とします。実施結果について検証を行い、効果的と認められる場合には本格運用について改めて提案します。 【関係局への提案】 自治会町内会において恒常的にオンライン環境を利用できるための機器の補助整備を行う自治会町内会への接続、トラブル対応等ICTに関するアドバイザーの派遣 ※概算額：100万円 ※区は自治会内で生じた運用上の課題に対し適宜助言を行うなど円滑な運用に向け積極的に支援を行います。また導入と活用の経緯をまとめ、今後、他の自治会町内会が円滑にICT化に取り組める事例として紹介します。	
◇参考：区執行体制上の課題 現行の体制で対応	
◇所管局 所管局課 市民局地域活動推進課・デジタル統括本部企画調整課	

◆局回答内容

		市民局		地域活動推進課	
担当者名	中野（市民局地域活動推進課）	TEL	671-2317（地域活動推進課）		
対応の有無	対応する				
対応する場合	◇対応の内容 コロナ禍において大きく生活様式が変わる中、地域（市民）活動の継続にはICTの活用が有効と考えます。一方で、デジタルデバイド対策が課題となっており、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」を進めることが非常に重要です。この趣旨を踏まえ、デジタル統括本部と連携し、令和4年度から各区の事業企画を募り、支援を行います。対象事業としては、他区の参考になるもの、地域の担い手づくりや地域活動団体・企業・学校等の連携、地域の見守りにつながるものを想定しています。				
	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題				

デジタル統括本部		企画調整課	
担当者名	堂前（デジタル統括本部企画調整課）	TEL	671-2130（企画調整課）

対応の有無	対応する				
対応する場合	◇対応の内容 コロナ禍において大きく生活様式が変わる中、地域（市民）活動の継続にはICTの活用が有効と考えます。一方で、デジタルデバイド対策が課題となっており、「誰一人取り残さない、人にやさしいデジタル化」を進めることが非常に重要です。この趣旨を踏まえ、市民局と連携し、令和4年度から各区の事業企画を募り、支援を行います。対象事業としては、他区の参考になるもの、地域の担い手づくりや地域活動団体・企業・学校等の連携、地域の見守りにつながるものを想定しています。				
	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題				

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	総務局	青葉区		総務課	
		担当者名	岩崎・松原	TEL	978-2213
		共通区	4区(鶴見区・西区(提案2のみ)・港南区・港北区)		
		継続年数	新規		

提案種別	
予算・制度関連	
番号	項目
1	災害時の情報伝達手段強化のための防災スピーカーの効果的な設置
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>現在、中期4か年計画における災害時の情報伝達手段強化等事業として、総務局緊急対策課が市内190か所への防災スピーカーの整備を進めており、青葉区内には今年度までに計11か所設置される予定となっている。</p> <p>青葉区には、5つの河川(鶴見川、早渕川、恩田川、奈良川、黒須田川)と即時避難指示対象区域が1か所あり、さらに防災ラジオ不感地帯があるため、洪水浸水想定区域、即時避難指示対象区域及び防災ラジオ不感地帯(以下「対象区域」という。)に防災スピーカーを設置することとしているが、11か所ではカバーできるエリアは限定的で不十分である。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
<p>防災スピーカー設置箇所を増やしてほしい。避難行動に繋がるよう検証し、防災スピーカーの設置箇所を検討して欲しい。試験放送が聞こえない。音割れて聞き取れない。</p>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
<p>青葉区では防災スピーカーについて、対象区域への設置要望をしている。</p> <p>設置済の防災スピーカーについては、Jアラートの一斉試験放送のほか、総務局危機管理室に依頼し、毎月の試験放送を実施している。</p>	
◇提案内容・概算額等	
<p>設置予定の11か所だけでは、対象区域の大部分をカバーするに至らず、災害時の情報伝達手段として不十分である。更なる情報伝達手段強化のため、大型の防災スピーカーへの変更及び未設置箇所への増設を強く要望する。</p> <p>(提案) 設置済みの半径300メートルのスピーカー(小)を、必要に応じて半径1,000メートルのスピーカー(大)に変更する(6か所)。さらに、カバーできない箇所については、新規でスピーカー(大または小)を設置する(4か所)。</p> <p>また、これまで実施している試験放送について、音達範囲内に居住している区民から聞えない、聞こえづらいなどの意見をいただいていることから、スピーカーからの聞こえ方を検証し、必要な改善(音量や指向性など)をしてほしい。</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局・関連局	
所管局課	総務局緊急対策課

◆局回答内容

総務局		緊急対策課	
担当者名	伊藤・田村	TEL	671-3458

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 <p>令和4年度に、令和3年度までに設置した防災スピーカーの音達範囲や聞こえ方などの効果検証を実施する予定です。今後の方針を検討する際には調査結果に加え、ご提案の内容を観点に含めて検討します。</p> <p>ご提案の改善のうち、音量については保守委託の範囲で対応可能ですので、逐次ご連絡ください。</p>
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	経済局
------	-----

都筑区		区政推進課	
担当者名	新井、 館	TEL	948-2226
共通区	1区（港北区）		

継続年数	6年
------	----

提案種別	
予算関連	
番号	項 目
2	中小企業の展示会出展支援による販路開拓の活性化
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>1 区内の製造業は地域特性を生かした活気あふれるまちづくりに欠かせない存在であり、地域の経済や雇用に重要な役割を果たしています。</p> <p>2 区内製造事業所の多くが中小企業であり、販路開拓のために企業が単独で展示会へ出展する場合、出展にかかる費用等の負担並びにPR手段及び人材の不足などの課題があります。</p> <p>3 都筑区及び港北区では、区内製造業を発信するとともに、区内製造事業所の展示会出展を支援するため、経済局事業であるテクニカルショウヨコハマの「横浜ものづくりゾーン」内に、区ブース（都筑区「メイドインつづき」及び港北区「港北オープンファクトリー」）を出展しています。</p> <p>4 区ブースの出展により、出展企業の認知度向上、大企業を含む新規顧客の獲得など販路開拓、出展企業同士の交流や取引の開始につながっており、毎年多くの企業から出展希望がある状況です。今後も出展社数の増加が見込まれるため、区ブース出展のための十分なスペースの確保、展示しやすい環境整備及び各区独自の効果的なPRが必要です。</p> <p>5 企業から新型コロナウイルス感染症による影響を受けているという声が届いており、これまで以上に、区ブースの集客力を高めるためのPR強化、また、複数企業による共同展示スペース出展への支援を行い、販路拡大、企業間の連携や新製品の開発を促進していく必要があります。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（ ）	
◇区民からの具体的な要望	
<p>【区内出展企業へのヒアリング、意見交換会により把握】</p> <p>・展示スペースが限られているため、展示できるものが限られる。実機の展示やデモンストレーションができれば、より来場者にPRできる。テクニカルショウヨコハマ2020と同様に、区ブース内に各社ブース及び特別展示スペース（複数社による共同展示等を行うスペース）を一体的に出展できるように、引き続きスペースを確保してもらいたい。</p> <p>・「横浜ものづくりゾーン」をより一体感のあるものとし、魅力を高め、PRを強化して集客力を高めてもらいたい。</p>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
<p>毎年2月にパシフィコ横浜で行われる「テクニカルショウヨコハマ」の「横浜ものづくりゾーン」内に区ブースを出展しています。また、各区で中小製造業を支援する事業を展開しています。</p> <p>※ 都筑区運営方針：施策3「活力とにぎわい、魅力あふれるまち」</p>	
◇提案内容・概算額等	
<p>各社の単独展示に加え、複数社連携した展示や実機展示（デモンストレーション）ができるよう、テクニカルショウヨコハマの「横浜ものづくりゾーン」及び区ブース出展スペースの維持・拡充をする。</p> <p>・【都筑区】ものづくりの魅力発信に向けて、区が効果的にPRするための経費 ■■■■千円</p>	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	経済局ものづくり支援課

◆局回答内容

経済局		ものづくり支援課	
担当者名	小田・荒木	TEL	671-4681

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	テクニカルショウ「横浜ものづくりゾーン」の出展については、出展規模の縮小が見込まれる中でも、出展者の訴求力を確保するため、工業集積地単位での出展・PRの場を提供する予定。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局
------	-------

都筑区		福祉保健課、生活衛生課	
担当者名	徳永、山本、今仁	TEL	948-2345
共通区	4区(南区、金沢区、戸塚区、栄区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別
予算・制度関連

番号	項 目
6	区の感染症対応体制の緊急的な人材育成

◇地域の課題、基礎データ等

【課題】

1 感染症・健康危機管理を担う人材の育成

区福祉保健センターは、保健所支所として、感染症の流行・集団発生時に迅速、的確にその実態把握及び原因究明を行い、感染拡大防止・収束に向けた対策の実施、患者の療養支援、また、平常時には地域の関係機関と連携した質の高い感染症サーベイランスの機能が求められています。通常、区福祉保健課に配属された保健師は、1～2年かけて、実際に発生した感染症事例に対応しながらOJTにより人材育成を図っています。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、区福祉保健課の保健師は新型コロナウイルス感染症の対応に専念せざるをえず、新型コロナウイルス以外の感染症に対応するためのOJTが全くできない状態に陥っています。現状では、緊急な対策を要する感染性胃腸炎の集団発生、病原性大腸菌感染症、レジオネラ症等に対し、責任職を含めた感染症対応経験者が一人で実務を担わざるを得ない状況が生じており、昨年度以降、健康づくり係に配属された保健師が、先輩職員と一緒に対応しながら人材育成を図ることが困難です。健康づくり係から感染症対応の知識やスキルがなくなる、という危機的状况に対して、早急な人材育成を図る必要があります。感染症の人材育成には、実地の経験が欠かせませんが、1区で年間に発生する感染症の事例は多くはなく、全市的な体制で育成を図ることが効果的だと考えます。

新型コロナの経験を踏まえて、感染症の体制や保健所の在り方等が今後、議論されるものと思っておりますが、そうした検討を待てないほど危機的な状況に、区は置かれているため、早急に感染症業務の人材育成に係る環境を整備し、精力的に人材育成を進める必要があります。

◇地域ニーズ等の収集手段

1 日常の窓口対応等
 2 市民からの提案等
 3 地区担当制
 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート
 6 区民要望
 7 関係団体からの要望
 8 その他()

◇区民からの具体的な要望

- 新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、グローバル化による新興・再興感染症のアウトブレイクや広域での感染症や食中毒の集団発生、大規模災害時における保健医療等のマネジメントといった健康危機管理対応を迅速かつ着実に進めるよう、市・区を挙げて必要な取組を推進していく必要があります。
- 感染性胃腸炎の集団発生等の感染症が発生した場合、新型コロナウイルスと同様に、当該施設での実地指導が求められます。また、感染が収まらない事態になった場合、施設利用者の安全確保のために、知識とスキルを持った保健師による指導が強く必要とされます。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

昨年度は、新型コロナウイルス感染症の対応に追われ、感染症発生時や結核の定例カンファレンスを実施するのが困難でしたが、そういった中でも令和2年度に異動してきた職員に、結核のケースを数件担当させて、経験する機会をつくりました。また、今年度はコロナ以外の感染症が発生した際に、カンファレンスだけでも参加させるなど、細々と知識を身に着ける機会を作り出す工夫をしています。

◇提案内容・概算額等

1 感染症対応の人材育成に係る環境整備

市全体として職員の感染症対応能力の向上を図り、健康危機事象の拡大防止・再発防止に迅速に対応できる体制や環境の整備。

(1) 研修制度の充実

ア 健康福祉局を中心とした実地疫学専門家の養成を行う。(医師・保健師・衛生監視員・事務職員等)

イ 感染症発生時の初動対応、施設・療養者等への支援等の区が行う基本的業務を担える人材を早期に育成する研修プログラムの作成。(特にOJTによるプログラムを充実するなど)

ウ 各区で感染症の事例が発生した時に、他区の保健師にも経験が積めるような環境整備(区局合同の実地研修の実施、リモートによる学習的な区局カンファレンス・事例検討の開催、他区の職員も参加可能とするなど)

(2) 感染症に特化した支援を担う専門人材の必要性の検討

区が行う、感染症発生時の初動対応、施設・療養者等への支援、平常時の市民・施設等への感染症予防の普及啓発、及び医療機関等とのネットワークの構築に関して、感染症対応に特化した支援を担う人材の必要性について、健康福祉局を中心に検討を行う。

具体的には、区からの応援要請等に基づき、区とともに感染症対応を行い、感染症対応に関する職員の人材育成を行う。また職員向け事例検討会及び研修会の開催、効果的な疫学調査手法の検討を行う。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局	健康福祉局健康安全課、福祉保健課、生活衛生課、食品衛生課
-----	------------------------------

◆局回答内容

健康福祉局		健康安全課、福祉保健課 生活衛生課、食品衛生課	
担当者名	渡辺（健康安全課） 鈴木（福祉保健課） 望月（生活衛生課） 佐藤（食品衛生課）	TEL	671-3428（健康安全課） 671-2443（福祉保健課） 671-2457（生活衛生課） 671-2460（食品衛生課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	【健康福祉局健康安全課、福祉保健課、生活衛生課、食品衛生課】 保健所における感染症対策の人材育成等のあり方については、新型コロナウイルス感染症対策の課題を踏まえ、今後検討していきます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名 こども青少年局		都筑区		こども家庭支援課	
		担当者名	岡本、佐野	TEL	948-2318
		共通区	10区（鶴見区、西区、中区、磯子区、金沢区、港北区、緑区、戸塚区、栄区、瀬谷区）		
		継続年数	新規		
提案種別 予算・制度関連					
番号	項目				
7	地域子育て支援拠点事業における妊娠期の対応強化				
◇地域の課題、基礎データ等					
<ul style="list-style-type: none"> ・都筑区の合計特殊出生率は1.44（市内1位、横浜市1.32、平成29年）、年少人口比率15.5%（市内1位、横浜市12.2%、令和元年）、1世帯あたり人員2.53人（市内1位、横浜市2.19人、令和元年）、平均年齢42.1歳（市内若い順1位、横浜市45.9歳、令和元年）、出生数は1,570人（令和元年）と、これらのことから乳幼児や学齢期の子育て世帯が多いという区の状況がある。 ・令和2年度の母子手帳新規交付数は1,564件で、妊婦の有職率は60.4%であった。 ・第4期都筑区地域福祉保健計画の策定において、妊娠期からの支援に加えて、うつの予防等産後支援の充実という意見があった。 					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他（第4期都筑区地域福祉保健計画の策定時の意見）					
◇区民からの具体的な要望					
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から出産にかかる保健指導内容や知識を得たい。 ・同じ妊婦同士で交流したい。 ・父親も一緒に参加して同じ話を聞き、育児体験をしたり、子育てに関する情報を得たい。 ・妊婦とパートナーと一緒に参加できるように休日開催の両親教室を開催してほしい。 ・土曜両親教室の予約枠が申込開始から30分程度で埋まってしまうので、回数を増やして欲しい。 					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。					
<ul style="list-style-type: none"> ・区運営方針施策2「いきいきと健やかに暮らせるまち」①妊娠期から学齢期までの切れ目のない子育て支援 ・自主企画事業「妊娠期から学齢期までの切れ目のない子育て支援事業」 					
◇提案内容・概算額等					
<p>【提案内容】</p> <p>母子保健法に基づく横浜市版子育て世代包括支援センター事業実施要綱では、本市と各区地域子育て支援拠点（以下、「拠点」という。）で実施するとあり、事業内容には、「妊娠、出産及び育児に関する相談並びに情報の提供、助言及び保健指導」がある。しかし、拠点での妊娠期の支援が浅く、各拠点の自主的な対応に委ねられている。</p> <p>例えば、妊娠支援の取組の代表的なものとして両親教室（母親教室）があるが、就労している妊婦が多く、また、子育ての重要なサポーターになる妊婦のパートナーに対して、両親教室と一緒に参加してもらうことは有用であるが、平日に開催している両親教室へ両親揃って参加するのは困難である。拠点は土曜日、日曜日のいずれか1日以上開設することになっており、拠点で休日に両親教室を開催することで拠点における妊娠支援の取組が実施でき、妊婦とそのパートナーが妊娠期から子育て支援拠点を知ることができる。これにより、拠点が妊娠期からの切れ目のない子育て支援を具現化できる。これらのことから、拠点が横浜版子育て世代包括支援センター事業（以下、「包括」という。）の取組を強化できるよう、次の2点について提案する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点と区との協働契約において、包括の役割とその具体的な取組内容を明確化すること（仕様書のひな形に明記すること） ・包括の取組にかかる費用を計上すること <p>【概算額等】（参考取組：休日開催両親教室委託料） 追加を希望する予算の概算額：■■■■千円（助産師等専門職雇用経費等） （参考）令和3年度概算：委託料：地域子育て支援拠点及びサテライトでの開催：■■■■千円（24回）</p>					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	こども青少年局こども家庭課・子育て支援課				

◆局回答内容

こども青少年局		こども家庭課・子育て支援課	
担当者名	中島（こども家庭課） 矢原（子育て支援課）	TEL	671-2455（こども家庭課） 671-4157（子育て支援課）

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	生まれる前の出会いの場と機会の充実を図るため、各区福祉保健センターが地域の母子保健・子育て支援関係機関と連携して実施する親になる前の支援事業にかかる経費を予算化します。 地域子育て支援拠点（以下、拠点）と区役所との協働契約書は、本市の全拠点が一律に取り組むべき内容を示すことを目的に、局がひな型を作成しています。ひな型に加えて実施する取組については、「市民と市職員のための協働契約ハンドブック」に沿い、当該区の拠点と区とで合意の上、作成するものと考えているため、ひな形への反映は不要と考えます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	戸塚区		福祉保健課		
		担当者名	宮内	TEL	866-8424	
		共通区	4区(西区、港南区、金沢区、瀬谷区)			
		継続年数	新規			
提案種別		予算・制度関連				
番号	項目					
1	地域ケアプラザにおける業務のオンライン対応に向けた環境整備					
◇地域の課題、基礎データ等						
<p>1 新型コロナウイルス感染症を取り巻く社会情勢を背景に、地域ケアプラザでの相談対応や各種講座、会議等の実施が困難になる場合があります。</p> <p>2 地域ケアプラザにおいてICTを活用し、コロナ禍、コロナ後の新しい生活様式に対応した取組を推進するためには、オンラインによる業務展開に必要な機材の確保及びセキュリティの基準等を定めた運用ルールの整備が不可欠です。</p> <p>3 上記の環境整備を実施することで、福祉保健に関する総合的な相談対応や、高齢者に関する相談対応及び継続的・専門的な相談支援、地域住民向けの講座等を地域ケアプラザが主体的に実施することが可能となります。</p> <p>4 市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりを進めるために、感染症まん延等の有事の際にも施設機能を維持する仕組みをつくる必要があります。</p>						
◇地域ニーズ等の収集手段						
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input checked="" type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input checked="" type="checkbox"/> 8 その他(区内地域ケアプラザからの提案)						
◇区民からの具体的な要望						
令和2年度中に、施設利用者からオンラインでの相談ができないかとの相談が寄せられています。						
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。						
令和2年第3回市会定例会において補正予算により事業化した「地域ケアプラザ等のICT環境整備事業」として、区内地域ケアプラザ11館に対してWi-Fi環境の整備を要請し、整備に向けた相談対応や健康福祉局との調整を行いました。また、整備したWi-Fiを活用した事業の企画・実施に向けた支援を行いました。						
◇提案内容・概算額等						
<p>「オンライン相談の実施に係る機材の確保及びビデオ会議システムの運用マニュアル作成」</p> <p>1 オンライン相談の実施にあたり必要となるビデオ会議システムの使用料やパソコン等の購入費は、指定管理料として施設へ配付することとし、健康福祉局が負担します。ビデオ会議システムの使用料については、令和5年度以降も予算措置をします。【健康福祉局地域支援課】 ビデオ会議システム年間使用料 600千円、機材購入費 3,300千円</p> <p>2 オンライン相談を安全かつ円滑に実施するため、ビデオ会議システムを使用する際の運用ルール(セキュリティの基準や操作手順など)を定めたマニュアル等を作成します。【健康福祉局地域支援課】</p> <p>3 区は広報よこはま等によりオンライン相談が可能なことを市民へ周知し、利用を促進します。</p>						
◇参考：区執行体制上の課題						
現行の体制で対応						
◇所管局						
所管局課	健康福祉局地域支援課					

◆局回答内容

健康福祉局		地域支援課	
担当者名	阪柳、末野、東	TEL	671-2388

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	令和2年度に整備したWi-Fiのさらなる利活用の推進に向け、マニュアル等を作成します。また、提案区及び共通区の地域ケアプラザにおいて、オンライン相談をモデル実施するため、指定管理料を通じたパソコン等の機材購入費の配付を念頭に、効果的な予算措置について検討します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	こども青少年局
------	---------

戸塚区		こども家庭支援課	
担当者名	早川	TEL	866-8468
共通区	15区(神奈川区、西区、中区、南区、港南区、保土ヶ谷区、旭区、磯子区、港北区、緑区、青葉区、都筑区、栄区、泉区、瀬谷区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
4	寄り添い型生活支援事業における車両等送迎の強化

◇地域の課題、基礎データ等

寄り添い型生活支援事業は、養育環境に課題のある小・中学生が家庭的な雰囲気を持つ施設に通い、規則正しい生活習慣や基本的な学習習慣を身に付けることを目的としています。

当区では令和2年3月に実施施設を北部エリアに開設しましたが、支援を必要とする全区域の子どもたちに広く利用してもらうには、車両による送迎が必要との判断に至りました。

特に遠方に居住する児童や、保護者が送迎できない要支援家庭の児童の利用を促進し、また小学校低学年の児童や障害児等の通所時(特に帰路)の安全を確保するには車両による送迎が非常に有効です。また徒歩や公共交通機関よりも効率的に移動することができるため、児童の支援に充てる時間を十分確保することも可能になります。

このため当区では、令和2年12月から「個性ある区づくり推進費」の活用により車両送迎を実施しています。

現在、施設に通う児童12人中9人が車両送迎を利用しているほか、今後更に5人の児童について利用を前提に通所調整を行う予定であり、事業を安全かつ効率的に実施する上で車両送迎は不可欠のツールとなっています。

なお現時点では車両送迎のニーズがそれほど多くない区にあっても、児童の通所時の安全を確保し、小学校低学年や要支援家庭児童の利用を促進する上で、職員の付添い等による送迎支援の強化が必要です。

以上のことから、今後十分な体制の下で長期間安定的に事業の運営が行えるよう、車両等導入による送迎強化について局予算化を提案します。

- ◇地域ニーズ等の収集手段**
- | | | | |
|--|-------------------------------------|---|-----------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 | <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 | <input checked="" type="checkbox"/> 3 地区担当制 | <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 |
| <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート | <input type="checkbox"/> 6 区民要望 | <input checked="" type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 | |
| <input type="checkbox"/> 8 その他() | | | |

◇区民からの具体的な要望

車両送迎の実施に関しては、徒歩通所可能エリア外にある学校等の関係機関や、事業対象となる家庭の保護者(疾病等のため児童の通所に付き添えない等)から強い要望が出ています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

当区では令和2年度から引き続き区政運営方針において、子ども・子育て支援策の柱として、養育環境や生活困窮等により支援を必要とする児童に対し、学習支援や居場所の提供等の支援を行うこととしています。

◇提案内容・概算額等

[提案内容]

寄り添い型生活支援事業における車両等送迎の実施(局による予算化)

- ・戸塚区内2か所(既実施施設及び令和3年度新設施設)で実施します。
- ・車両の維持管理に係る経費のほか、送迎体制強化のための費用(アルバイト等の人件費)を含みます。
- ・車両を使用しない場合の職員送迎による人件費と公共交通機関の料金(職員)

[概算額]

- ・車両の場合: 〇〇千円
- ・公共交通機関等※の場合: 〇〇千円

※公共交通機関等の使用は、運転手が確保できない場合や車両送迎では利便性が悪い場合等に実施できるものとします。

◇参考: 区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	こども青少年局青少年育成課
------	---------------

◆局回答内容

こども青少年局		青少年育成課	
担当者名	富田、涌井	TEL	671-2324

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	送迎手段については、車両リースか公共交通機関等として賛同区に必要な状況を確認し、予算計上します。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

栄区		区政推進課	
担当者名	高木、田島	TEL	894-8331
共通区	12区(鶴見区、神奈川区、西区、南区、港南区、磯子区、港北区、緑区、青葉区、戸塚区、泉区、瀬谷区)		
所管局名	デジタル統括本部		
継続年数	新規		
提案種別			
制度関連			
番号	項目		
3	市民の視点に立った行政手続のオンライン化		
◇地域の課題、基礎データ等			
<p>新型コロナウイルスのワクチン接種のWEB予約にあたっては、ICT機器の活用の不慣れな市民から予約方法や操作方法について多くの問い合わせがありました。現在、デジタル化が進む過渡期にある状況のなかで、区としてはICT機器に不慣れな市民を取り残さない等、すべての市民の視点に立ったデジタル施策を実施することが重要であると考えています。</p> <p>また、令和2年12月25日に国が改定した「デジタル・ガバメント実行計画」の「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」のうち「特に国民の利便性向上に資する手続」については、令和4年度末を指してマイナンバーベースでのオンライン手続を可能にする方針となっています。この機を捉え市としてマイナンバーカードの利活用場面を拡大することで、市民にとってのカード取得による利便性向上につなげることができます。</p>			
◇地域ニーズ等の収集手段			
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()			
◇区民からの具体的な要望			
<p>1 「インターネットを使った新型コロナウイルスワクチン接種の予約方法がわかりづらい」等に代表される、オンライン手続の活用方法に係る要望。</p> <p>2 「マイナンバーカード取得後5年経過し電子証明書の更新に来庁したが、5年間で一度も使わなかった」等に代表される、カードの取得意義に係る意見。</p>			
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。			
窓口や電話にてインターネットでの予約・申請方法等がわからないなどの問い合わせがあった際は、代替案の案内等を実施。			
◇提案内容・概算額等			
<p>下記1から4の視点を含む区局横断的な指針をデジタル統括本部が策定することにより、サービス水準等が統一され、すべての市民が、行政手続のオンライン化による利便性向上を幅広く享受できるようになることを提案します。</p> <p>1 ICT機器に不慣れな市民への配慮を含む指針に沿った手続のオンライン化を各区局統括本部が推進することで、市内で一定水準のサービス提供を可能とします。また、オンライン化をはじめとした業務効率化により生み出した人的リソースを活用し、さまざまな事情で窓口や電話でのやりとりが真に必要な方に寄り添った支援を提供します。</p> <p>2 手続のオンライン化の実行段階においては各区局統括本部への進捗確認に留まらず、積極的な照会・ヒアリング等を通じ、課題解決に向けた支援をデジタル統括本部から各区局統括本部へ行います。支援を通じて区局統括本部ごとの進捗や水準に統一を図ることで、すべての市民にとってさまざまな場面で利便性の向上を図ります。</p> <p>3 マイナンバーを活用したオンライン手続には2種類あり、特に「国民の利便性向上に資する手続」等マイナンバーを活用を前提とする手続とそれ以外の手続があります。それ以外の手続のなかで、本市電子申請・届出システムを利用する場合には、現状マイナンバーカードの利用はできません。そこで、マイナンバーカードを取得した市民の利便性向上のため、本市電子申請・届出システムを利用する手続においても、マイナンバーカードの活用が可能となり活用機会が増えるように、各区局統括本部とともに検討を行います。</p> <p>4 既にオンライン手続の利用が開始されている手続についても、更にすべての市民の目線で使用性(ユーザビリティ)の高いものになるよう、デジタル統括本部から区局統括本部へ助言を行います。</p>			
◇参考：区執行体制上の課題			
現行の体制で対応			
◇所管局			
所管局課	デジタル統括本部企画調整課		

◆局回答内容

デジタル統括本部		企画調整課	
担当者名	有賀、石塚	TEL	671-3321

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>原則として、すべての手続について業務プロセスの見直しを行ったうえでオンライン化を進めていく方針です。一方、今までの窓口や電話による対応が必要な方への対応については、関係局と調整していきます。</p> <p>各手続のオンライン化の実行に伴う業務システム改修の支援などについて、対応できる体制を検討していきます。</p> <p>本市電子申請・届出システムについては、マイナンバーカードを使ったスマートフォンによる個人認証の機能を拡充する予定です。</p> <p>すでにオンライン化されている手続についてもシステム更新の機会を捉えて、より高いユーザビリティ確保の対応をしていきます。</p> <p>以上の考え方をふまえて、行政手続オンライン化実施方針のなかの方向性を共有したうえで、最終的に実施計画で示していきます。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査書

所管局名	市民局	栄区		地域振興課		
		担当者名	石塚、鶴池	TEL	894-8391	
		共通区	5区（保土ヶ谷区、泉区、都筑区、港北区、戸塚区）			

継続年数	2年
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
6	地域防犯カメラ設置にかかる補助の推進

◇地域の課題、基礎データ等

現行、地域防犯カメラ設置補助事業は神奈川県補助制度に対応し、横浜市においても同一対象に補助を実施しています。神奈川県では平成28年度から事業を実施してきましたが、段階的に補助金を減らし、令和5年度以降は事業の継続が不透明な状況となっています。

平成28年度から令和2年度の5年間に、市内432団体から847台の申請があったのに対して実際に設置補助を行ったのは382団体416台と5割に満たず、地域の防犯カメラ設置に対するニーズに対応できていないほか、コロナ禍における不安定な社会情勢における防犯上の不安から、防犯カメラの設置について地域から相談を受けている状況にあります。

＜補助実績＞

H28：申請団体101 申請台数284 ⇒ 補助団体 60 補助台数 60
H29：申請団体 67 申請台数120 ⇒ 補助団体 67 補助台数 85
H30：申請団体 88 申請台数155 ⇒ 補助団体 82 補助台数 82
R元：申請団体 88 申請台数137 ⇒ 補助団体 86 補助台数 94
R2：申請団体 88 申請台数151 ⇒ 補助団体 87 補助台数 95

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

地域の安全、安心を揺るがす事件が続いている中、防犯カメラの設置要望に対し、実際の補助件数が少ない。現在の補助制度に該当しても、各自治会町内会1台の設置が限度と想定され、複数年で計画的に設置する必要がある。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

地域（自治会町内会等）が申請した防犯カメラに対して10分の9（神奈川県10分の5、横浜市10分の4）の補助を行う制度となっています。
（補助限度額 H28～H30：324,000円 R元～R2：270,000円 R3：200,000円）

◇提案内容・概算額等

- 1 県への地域防犯カメラ設置補助事業継続の働きかけ
- 2 横浜市として地域の防犯カメラ設置に対する補助に関する予算措置（県の補助制度廃止の場合は市独自の補助制度構築）による、現行と同内容の補助制度継続

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局	市民局
所管局課	市民局地域防犯支援課

◆局回答内容

市民局		地域防犯支援課	
担当者名	平社三國	TEL	671-3705

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 地域への防犯カメラの設置補助については、すべての要望に応えられていない状況であり、地域の防犯活動の支援として補助制度の継続が必要であると認識しています。神奈川県に対しては補助制度の継続を働きかけるとともに、県の動向に関わらず、地域のニーズに応えることができるよう、従前と同様の補助継続に向け、必要となる予算確保に向けて調整します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	資源循環局	栄区		地域振興課	
		担当者名	小松、山本	TEL	894-8576
		共通区	3区(戸塚区、青葉区、金沢区)		
		継続年数	新規		
提案種別					
予算・制度関連					
番号	項目				
7	ミニ・キエーロの普及による生ごみの削減の取組				
◇地域の課題、基礎データ等					
<p>1 栄区は、戸建て住宅が多く、18区の中で最も高齢化が進んでおり、コロナ禍で家で料理して食事をする機会が増えて います。</p> <p>2 以前から環境に関する意識が高く、生ごみの削減の取り組みやミニ・キエーロの活用について積極的に取り組んで います。</p> <p>3 3年間モニター募集し普及・啓発に努め、令和2年9月から販売を開始したところ、266基の購入がありました。 (平均一月あたり38基)</p> <p>4 販売を始めたところ、これまでに近隣の港南区や金沢区だけでなく、中区や港北区の住民から購入の問い合わせがあ り、横浜市民の環境に対する意識の高さを感じています。また、「自分の居住している区でも、販売している店舗があ ると良い。」という要望が寄せられています。</p>					
◇地域ニーズ等の収集手段					
<input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()					
◇区民からの具体的な要望					
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1基購入した区民が2基目、3基目を購入するケースがあります。 ・ 隣家での使用を見て、購入する区民がいます。 ・ 栄区民だけでなく、他区住民からの問い合わせや購入希望があります。 					
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。					
<p>栄区運営方針：主な事業・取組 施策1 まちの魅力づくり 「生ごみ等堆肥化に取り組む区民への支援」◇家庭ごみの排出量削減につなげるため、 区民のミニ・キエーロ購入費の一部を補助します。</p>					
◇提案内容・概算額等					
<p>「購入費補助制度の実施」</p> <p>1 購入費の一部を補助することにより、「ミニ・キエーロ」を購入し家庭で使用することについてハードルを下げ、 取り組みやすくすることにより、土壌混合法の一形態である「ミニ・キエーロ」の普及を促進します。</p> <p>2 普及にあたっては、局区が連携し、局が補助金等の財源を担い、区が補助金の支出を担当します。 計1,500千円(1区あたり) ・補助金概算額 1,000千円(1基2,000円の補助×500基)・消耗品費360千円・印刷製本費50千円・講師謝金90千円</p> <p>「販売店の拡充」</p> <p>1 複数区あるいは全区で「ミニ・キエーロ」の購入費を補助し販売することで、商品としての需要が高まり、安定的な 需要と供給につながり、販売店が参入しやすくなります。</p>					
◇参考：区執行体制上の課題					
現行の体制で対応					
◇所管局					
所管局課	資源循環局3R推進課				

◆局回答内容

資源循環局		3R推進課	
担当者名	塩谷 洋一 田中 治夫	TEL	671-3593

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	<p>これまで、生ごみコンポスト容器購入助成(平成4年度～)や家庭用電気式生ごみ処理機購入 助成(平成15年度～)の制度を実施してまいりましたが、助成数が減少傾向となり利用者の方へ 一定の浸透が得られたとの判断から、平成27年度をもって助成制度を終了しました。 以降は、プランターなどを用いて手軽に取り組める土壌混合法を中心とした生ごみ減量化事業 「生ごみブレンドプロジェクト」の推進に移行し、助成金を用いた生ごみ減量普及啓発は行っ ておりません。</p> <p>現在、地域の団体などに大型の生ごみ処理器を貸し出すほか、土壌混合法によってできた堆肥 を活用して花壇や菜園を運営する団体には必要な物品を支給するなど、コミュニティの発信力を 活用した普及啓発を推進しています。</p> <p>また、土壌混合法の実施にあたっては「ミニ・キエーロ」という商品の購入が必須ではなく、 通常のプランターで実施できることをPRしています。 なお、資源循環局のホームページでは、プランターに屋根を取り付けた「ミニ・キエーロと同 等な器材」の自作方法についても紹介しています。</p>
	◇対応する場合の課題
	<p>生ごみ削減の取組は、コンポスト容器や電気式生ごみ処理機のような専用器材の購入に対する 助成によるものから、プランターなど費用をかけずに身近な器材を用いて行う土壌混合法の推進 に転換しているため、ミニ・キエーロへの購入助成を行うことの説明は困難と考えます。</p>

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査書

Table with 2 columns: 所管局名 (健康福祉局)

Table with 4 columns: 担当区 (栄区), 高年齢・障害支援課, 担当者名 (岩崎), TEL (894-8437), 共通区 (12区)

Table with 2 columns: 継続年数, 新規

Table with 2 columns: 提案種別 (予算関連)

Table with 2 columns: 番号 (9), 項目 (介護保険認定調査におけるデジタル化推進による市民サービス向上及び業務改善)

◇地域の課題、基礎データ等
現在、要介護認定業務における申請から認定までの平均所要日数※は、介護保険法（以下、「法」という。）の規定（申請から30日以内）を大幅に超過しています。

Table with 2 columns: 番号 (9), 項目 (介護保険認定調査におけるデジタル化推進による市民サービス向上及び業務改善)
※認定所要日数推移 (全市) 平成29年度 44.2日 平成30年度 46.4日 令和元年度 45.2日 令和2年度 42.1日
(栄区) 平成29年度 46.8日 平成30年度 53.7日 令和元年度 47.4日 令和2年度 43.4日

Table with 2 columns: 番号 (9), 項目 (介護保険認定調査におけるデジタル化推進による市民サービス向上及び業務改善)
◇地域ニーズ等の収集手段
■ 1 日常の窓口対応等 ■ 2 市民からの提案等 □ 3 地区担当制 □ 4 地域懇談会等
□ 5 区民アンケート □ 6 区民要望 □ 7 関係団体からの要望
□ 8 その他 ()

◇区民からの具体的な要望
申請者からは、サービス利用が必要な切迫した状況にある場合も多く、認定にかかる日数を短期化してほしいと要望が寄せられています。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

令和3年度栄区運営方針「Ⅱ 目標達成に向けた施策」“施策2 みんなが支えあい、安心を感じるまちづくり”に位置づけられています。また、認定の有効期間や申請者のサービス利用開始時期など、個別の事情を考慮し調査を実施しています。

◇提案内容・概算額等

認定所要日数の短縮化のためには、要介護認定事務センターの設置による事務の効率化に加えて、認定調査の効率化が必要であると考えます。
そこで、認定調査におけるデジタル化を段階的に推し進め、業務を効率化することで、認定所要日数を短縮化し、市民サービスの向上を実現します。
1 令和4年度
現行入力様式の簡易な改修を提案します。具体的には、特記事項の入力欄における行挿入・自動改行や、記載の仕方に悩みやすい項目やよく使うフレーズのプルダウンリスト化などに対応することで、ユーザビリティを向上させます。
さらに、認定調査のデジタル化にあたっては、現行システムとの連携や調査票データの取込方法、セキュリティ確保など、整理が必要な事項が多いため、システム改修に向けた要件定義・基本設計を見据え、令和4年度予算では、デジタル化に向けた方向性を検討するための費用計上を提案します。
2 令和5年度以降
令和4年度からの検討結果や国の計画、動向を踏まえ、システム改修やタブレット端末導入に向け着手します。
・調査検討費用等 3,000千円

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

Table with 2 columns: 所管局 (健康福祉局介護保険課)

◆局回答内容

Table with 4 columns: 健康福祉局, 介護保険課, 担当者名 (長久、井上), TEL (671-4256)

Table with 2 columns: 対応の有無 (対応する), 対応する場合 (業務システムの標準化・共有化、Gov-cloud移行をきっかけにして、認定調査員等へのタブレット端末導入など、申請から決定までの所要日数短縮に繋がる総合的なシステム再構築に着手する。), 対応しない場合 (課題に対する局の考え方, 対応する場合の課題)

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	資源循環局、総務局
------	-----------

泉区		総務課	
担当者名	椎野、鈴木	TEL	800-2305
共通区	6区（鶴見区、西区、南区、港南区、磯子区、金沢区）		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
1	組立式仮設トイレ(くみ取り式トイレ)の回収

◇地域の課題、基礎データ等

地域防災拠点（以下、「拠点」という。）における備蓄については、新型コロナウイルスの影響により感染症対策資機材などが新規に配備されるなど必要な物資が年々増加しています。

一方で、既存の備蓄物資の見直しは行われず、拠点運営委員からは、備蓄庫のスペース不足や物資の出し入れに支障が生じているとの声があがっており、現状のまま物資が増加していくと拠点の開設・運営に支障をきたす恐れがあります。

横浜市では、災害時のトイレ対策として「トイレパック；5,000個」、「簡易式トイレ便座；6基」、「下水直結式仮設トイレ（ハマッコトイレ）；5基」、「くみ取り式仮設トイレ；2基」を備蓄していますが、下水道が利用可能な状況にあっては、くみ取り式仮設トイレの使用順位は最も低くなっています。

一方で、下水道直結式仮設トイレは、令和5年度までに市内の全ての地域防災拠点に整備完了予定となっていますが、接続されている下水管は耐震化されているため、災害時であっても下水道が利用不可となる可能性は大きく減少しています。

下水直結式トイレの配備に伴い、くみ取り式仮設トイレの必要性が低くなるほか、くみ取り式仮設トイレは、そのものが大きく備蓄庫のスペースを圧迫している現状があります。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他（ ）

◇区民からの具体的な要望

地域防災拠点防災備蓄庫に入っているくみ取り式仮設トイレを回収してほしい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

- ①防災備蓄庫の整理整頓により収納スペースの確保。
- ②学校に相談の上、他の倉庫を借りて保管。もしくは学校に許可を得て防災備蓄庫の脇にブルーシートで保護をした上で保管。

◇提案内容・概算額等

使用優先度の低いくみ取り式仮設トイレを回収することで、備蓄庫のスペースが確保され、今後必要性の高い物資の新規配備が可能となるとともに必要なものが取り出しやすくなることで、発災時の円滑な拠点の開設・運営に資するものと考えます。

各拠点の希望に基づき、下水直結式仮設トイレが整備されている拠点は、くみ取り式仮設トイレの回収を実施します。回収したくみ取り式仮設トイレは市内12か所にある方面別備蓄庫に備蓄し、発災時の災害状況に応じて各拠点に送ります。

また、今後下水直結式仮設トイレが整備される拠点については、整備に合わせて既存のくみ取り式仮設トイレの回収及び方面別備蓄庫への配送を行います。

（概算額） 千円（全区）【資源循環局街の美化推進課】

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	資源循環局街の美化推進課、総務局地域防災課
------	-----------------------

◆局回答内容

資源循環局		街の美化推進課	
担当者名	望月、佐藤	TEL	671-2555

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	<p>防災計画では、災害用トイレの使用順位を示していますが、避難状況に応じて使用順位に拘わらずくみ取り式仮設トイレを併用することも想定しています。また、過去の災害事例では、発災後6時間以内に約7割の人がトイレに行きたいと感じていますが、くみ取り式仮設トイレを回収した場合、プッシュ型の物資供給でも発災後3日以内、プル型では4日目以降の配置となります。災害時のトイレ問題は発災直後から対応が必要になるため、くみ取り式仮設トイレは地域防災拠点に備蓄しておくこととしています。</p> <p>今後、区と意見交換をしつつ、災害用トイレの備蓄について、改善案を検討してまいります。</p>
	◇対応する場合の課題
	<p>回収したくみ取り式仮設トイレの保管場所の確保と、くみ取り式仮設トイレを回収した拠点が災害時に必要とした場合の早期配送方法の確立が困難です。</p>

総務局		地域防災課	
担当者名	御所脇	TEL	671-2011

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	<p>方面別備蓄庫の現在の状況ですが、避難者用の備蓄食料や補足的避難所用の感染対策用物品等を多数保管していることから、スペースが不足しており、組立式仮設トイレの備蓄は難しい状況です。</p>
	◇対応する場合の課題
	<p>回収した組立式仮設トイレの保管スペースの確保が困難</p>

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

泉区		区政推進課	
担当者名	稲垣、荒俣	TEL	800-2332
共通区	戸塚区		

所管局名	政策局、健康福祉局、環境創造局、道路局
------	---------------------

継続年数	4年
------	----

提案種別	予算・制度関連
------	---------

番号	項目
4	深谷通信所跡地 令和5年度都市計画決定の確実な実施

◇地域の課題、基礎データ等

1 経緯
 平成26年 深谷通信所返還
 平成30年 「深谷通信所跡地利用基本計画」策定
 令和3年度
 → 5年度 都市計画決定延期
 令和20年度 整備完了(予定)

2 課題
 ・今回都市計画決定スケジュールが遅れる(令和3年度→令和5年度)ことが決まったが、地域はそれについては致し方ないと受け止めている。一方で上瀬谷通信施設の進捗を見て深谷は取り残されているとの認識を持っていて、事業遅延に危機感を持っている
 ・当該地においては「中央広場の一般開放」「中央広場でのイベント」「消防ヘリ離発着訓練」「公共トイレ整備」など出来ることを実施してきたが、いずれも暫定的な活用にとどまっている
 ・本格的な活用にあたっては都市計画決定が必要となるが、関連局が多い中で事業実施に向けた円滑な調整が難しい状況にある
 ・そのため事業のスケジュール等ロードマップを地域に示すことが出来ていない
 ・今回都市計画決定時期を延期したため再度の遅れは許されず、各局区が丸となって地域に丁寧に説明を行いながら、R5年度都決を確実にやり遂げることが強く求められる

◇地域ニーズ等の収集手段

1 日常の窓口対応等 2 市民からの提案等 3 地区担当制 4 地域懇談会等
 5 区民アンケート 6 区民要望 7 関係団体からの要望
 8 その他()

◇区民からの具体的な要望

・上瀬谷通信施設の進捗と比較して深谷は進んでいないと感じる。都市計画決定が遅れる(令和3年度→令和5年度)ことは止むを得ないと考えるが「遅れた理由」及び「都決までのスケジュール(ロードマップ)」を地域に丁寧かつ十分に説明し全体像を示すことで、今後着実に事業が進行するという安心感を持たせてほしい
 ・都決後の各事業(公園、公園型墓園、道路)についても地域の意見を反映した上で整備を進めてほしい

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

・泉区運営方針：魅力向上・創出「とどげよう！いずみの魅力」
 ・地域意見を反映した跡地利用及び暫定利用の実現に向けた調整の実施
 ・地域要望を踏まえた対応実施
 ①中央広場一般開放及び広場でのイベント開催
 ②消防ヘリ離発着訓練及びPR動画作成広報
 ③公共トイレの整備

◇提案内容・概算額等

・令和5年度都市計画決定の確実な実施
 ・調整局(政策局)がイニシアチブを取った円滑な局間調整の実施
 ・事業局(健康福祉局、環境創造局、道路局)連携による着実な事業実施
 ・関連局による都市計画決定に向けた丁寧な地域説明(深谷通信所返還対策協議会等)
 ・都市計画決定に向けた事業費確保

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局	政策局基地対策課、健康福祉局環境施設課、環境創造局公園緑地整備課、道路局企画課
-----	---

◆局回答内容

政策局		基地対策課	
担当者名	小金井、平川	TEL	671-4002

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 事業実施に向けた計画全体調整を行います。 国有地処分への準備に必要な図書を作成します。 暫定利用に関する維持管理・運営を行います。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題

健康福祉局		環境施設課	
担当者名	吉田・吉谷・榎本	TEL	671-4387

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 令和5年度の都市計画決定を目指し、環境影響評価手続等を着実に進めます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題

環境創造局		公園緑地整備課	
担当者名	岸、白井	TEL	671-4615

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 令和5年度の都市計画決定を目指し、環境影響評価手続等を着実に進めます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題

道路局		企画課	
担当者名	関野・原・植月	TEL	6671-2777

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 令和5年度の都市計画決定を目指し、関係部局と協議、調整を進めます。
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査

所管局名	健康福祉局	泉区		生活衛生課		
		担当者名	岸	TEL	800-2450	
		共通区	11区（鶴見区、神奈川区、西区、保土ヶ谷区、旭区、金沢区、港北区、緑区、青葉区、栄区、瀬谷区）			

継続年数	新規
------	----

提案種別	
予算関連	

番号	項目
7	市外動物病院への犬の登録及び狂犬病予防注射等事務処理業務の委託化

◇地域の課題、基礎データ等

- 1 狂犬病予防法により飼い主は犬の登録と年一回、狂犬病予防注射を受け市町村への注射済の登録が義務付けられています。平成27年度から健康福祉局が登録及び予防注射等の事務手続きを市内動物病院に委託しています。
- 2 委託業務の登録の要件を市内の動物病院としていることから、市外にある動物病院は飼い主が行う手続きを代行して、毎年、区生活衛生課で申請手続きを行っています。
- 3 飼い主から市内の委託病院と同じく、犬鑑札や注射済票を動物病院で即時発行ができるようにしてほしいなどといった意見も一定数寄せられています。
- 4 泉区では市外動物病院からの代行手続きの申請件数が毎年300件ほどあり、その処理にかかる事務負担が大きい。

【市外動物病院申請件(概)数(令和2年度)】

鶴見	12病院(川崎市)	860件
旭	9病院(大和市等)	100件
金沢	3病院(横須賀市)	660件
港北	2病院(川崎市)	50件
緑	1病院(町田市等)	10件
青葉	13病院(町田市等)	570件
都筑	2病院(川崎市)	30件
戸塚	1病院(藤沢市)	50件
栄	9病院(鎌倉市)	230件
泉	8病院(大和市等)	300件
瀬谷	5病院(大和市等)	70件
合計	65病院	2930件

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他(事務処理の簡略化に関する市外動物病院の要望)

◇区民からの具体的な要望

- ・市外動物病院で狂犬病予防注射を受けても、狂犬病予防注射済票を直ちに交付されるようにしてほしい。
- ・区役所に行かなくても郵送などの方法で登録及び注射済票が交付されるようにしてほしい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

計画的に処理することができないので、可能な限り速やかに対応することに努めています。

◇提案内容・概算額等

- ・市外動物病院への業務委託
病院で犬の鑑札や注射済票の即時交付ができることから市民の利便性の向上につながります。
また、市外の動物病院が来庁し手続きを行う負担も減り、職員の事務負担の軽減にもつながるといことから両者にとって有益であると考えられます。
- ・概算額
委託費 ■■■■■ 千円(11区 代行申請の過去の実績をベースに試算)

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

所管局課	健康福祉局動物愛護センター
------	---------------

◆局回答内容

健康福祉局		動物愛護センター	
担当者名	相澤	TEL	471-2111

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 狂犬病予防注射等の事務の取扱いや委託の方法などに近隣市と差異があるため調整を進めます。また、関係団体との調整・検討を進めます。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	こども青少年局
------	---------

泉区		こども家庭支援課	
担当者名	石井	TEL	800-2413
共通区	5区(神奈川区、南区、保土ヶ谷区、緑区、瀬谷区)		

継続年数	新規
------	----

提案種別	予算関連
------	------

番号	項目
----	----

8	民間保育施設における臨床心理士相談支援体制の構築
---	--------------------------

◇地域の課題、基礎データ等

1 民間の保育施設は日々、多種多様な案件を抱えており、保護者等に対し十分な対応ができないことがある。
 2 対応案件のなかにはさまざまな法令等の専門知識を必要とするものも多く、保育施設の現場は苦慮している。
 3 保育施設を運営している法人の中には、規模が小さかったり、創設から間もないなどの事情により、自らの努力では対応できない園がある。
 4 困難案件の対応で心身を消耗し、体調を崩す保育士をサポートするため、専門の臨床心理士による相談体制の構築が、民間園においても必要になっている。

◇地域ニーズ等の収集手段

- 1 日常の窓口対応等
- 2 市民からの提案等
- 3 地区担当制
- 4 地域懇談会等
- 5 区民アンケート
- 6 区民要望
- 7 関係団体からの要望
- 8 その他 ()

◇区民からの具体的な要望

園の運営に支障をきたすような問題が起こっている場合の支援策を検討してほしい。

◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。

困難な状況を丁寧に聞き取り、状況に応じて区役所が園に出向いて一緒に対応してきたが、提案内容にあるような具体的な支援策が無いため、困難な状況が改善しないまま長期化しているケースが発生。

◇提案内容・概算額等

・保育や保護者対応に詳しい臨床心理士の確保等の課題を調整し、民間保育施設へ必要に応じて派遣が可能となるスキームをこども青少年局と検討。
 ・臨床心理士の派遣は公立園で実施しているが、人材確保が課題となっていることから、臨床心理士に限らず、課題に対応できる専門職(社会福祉士等)の活用について検討。

◇参考：区執行体制上の課題

現行の体制で対応

◇所管局

所管局課	こども青少年局保育・教育運営課
------	-----------------

◆局回答内容

こども青少年局		保育・教育運営課	
担当者名	佐々木	TEL	671-3564

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 保育所等の運営指導において、様々な法令の知識・解釈、経営面に関する専門知識、対人トラブル解決のノウハウが必要な案件が増加傾向にあります。そこで、保育所等と共に初動対応に関わる区局職員を対象に、専門家による研修の実施や相談体制を構築します。
	◇課題に対する局の考え方
対応しない場合	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

<table border="1"> <tr> <td>所管局名</td> <td>環境創造局、都市整備局</td> </tr> </table>		所管局名	環境創造局、都市整備局	<table border="1"> <tr> <td colspan="2">瀬谷区</td> <td colspan="2">区政推進課</td> </tr> <tr> <td>担当者名</td> <td>道原</td> <td>TEL</td> <td>367-5631</td> </tr> <tr> <td>共通区</td> <td colspan="3">旭区</td> </tr> </table>		瀬谷区		区政推進課		担当者名	道原	TEL	367-5631	共通区	旭区		
所管局名	環境創造局、都市整備局																
瀬谷区		区政推進課															
担当者名	道原	TEL	367-5631														
共通区	旭区																
		継続年数	新規														
<table border="1"> <tr> <td>提案種別</td> <td colspan="3">予算・制度関連</td> </tr> </table>				提案種別	予算・制度関連												
提案種別	予算・制度関連																
番号	項目																
1	花と緑あふれるまちの実現と国際園芸博覧会の開催に向けた機運醸成の取組推進																
◇地域の課題、基礎データ等 1 瀬谷区では、豊かな自然環境をいかして、身近な緑が育む安らぎのある暮らしを目標としたまちづくりを進めています。 2 2027年の国際園芸博覧会（以下「園芸博」という）開催は、これまで花や緑に関心の薄かった層の区民の方にも瀬谷区の魅力を再認識してもらい、地域への愛着を深めてもらえる好機です。 3 園芸博の開催は世界中の方々に瀬谷の魅力を発信できる絶好の機会でもあり、開催推進に向けて地域が一体となって機運醸成を図る必要があります。 4 これまでも機運醸成の取組を市や区で実施してきましたが、地域一体となった取組を進めるには多様な主体に参加していただくことが必要です。 (1) 園芸博の主要なターゲットと考えられる花緑や園芸に関心のある層の、園芸博への機運醸成に向けた参加意欲を向上させることが必要です。 (2) 園芸博を認知していない層へのアプローチのため、市や区の取組だけでなく、市民・企業・各団体などとの連携をさらに拡大・強化するなど、花と緑の取組のすそ野を広げていくことが必要です。																	
◇地域ニーズ等の収集手段 <input checked="" type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input checked="" type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他（ ）																	
◇区民からの具体的な要望 瀬谷オープンガーデンを始めとした花と緑に関する取組は区民アンケートからも継続や充実を望む声が多く、園芸博の機運醸成のためにもさらなる推進が求められています。また、園芸博の認知度向上のため旧上瀬谷通信施設周辺にとどまらず区内各地域で取り組みを行うことが重要との意見がでています。																	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。 令和3年度 瀬谷区運営方針の「目標達成に向けた施策（魅力の創出、区民協働の推進）」において「国際園芸博覧会の開催に向けた機運醸成」を位置づけ、花や緑に親しむ取組を進めています。																	
◇提案内容・概算額等 1 地域と区役所が連携した機運醸成の取組推進 区民の方の花や緑に親しむ機会を充実させるとともに、機運醸成につながる事業を継続的に実施します。 【環境創造局 みどりアップ推進課】事業費：1,400千円（瀬谷区） 【都市整備局 国際園芸博覧会推進課】事業費：2,500千円（旭区）、2,500千円（瀬谷区） 2 機運醸成を行う団体等に対する補助制度の創設 機運醸成に向けた取組のすそ野を広げるために、市民・企業・各団体等が主体的に行う機運醸成の活動に要する経費を補助する制度の創設を提案します。【都市整備局 国際園芸博覧会推進課】																	
◇参考：区執行体制上の課題 現行の体制に対応 ◇所管局 所管局課 環境創造局みどりアップ推進課、都市整備局国際園芸博覧会推進課																	

◆局回答内容

環境創造局		みどりアップ推進課	
担当者名	大浦・松田	TEL	671-2629

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 みどりアップ計画「市民や企業と連携した緑のまちづくり」事業として局が事業費を負担し、区民・企業・団体など多様な主体の参加により花と緑に親しむ取組を推進することで、国際園芸博覧会の機運醸成につなげます。
	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題

都市整備局		国際園芸博覧会推進課	
担当者名	川崎	TEL	671-4627

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容 1 国際園芸博覧会事業の区配予算を計上し、区民・企業・団体など多様な主体の参加により花と緑に親しむ取組を推進することで、国際園芸博覧会の機運醸成につなげます。 2 補助金制度創設については、全区的な機運醸成のためには広報PRが必須であり、あらゆる場面で周知を徹底していく必要があるため引き続き検討を行っていきます。
	◇課題に対する局の考え方 ◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調査書

所管局名	総務局	瀬谷区		総務課	
		担当者名	小山、金子	TEL	367-5611
		共通区	西区		
		継続年数	3年		

提案種別	
予算関連	
番号	項目
4	区設置の防災スピーカー年間保守管理
◇地域の課題、基礎データ等	
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年に瀬谷北部連合、本郷連合、瀬谷第二連合の3連合自治会から、市長及び市会議長あてに「境川の川沿いへの防災無線の設置」に係る陳情がなされました。その後、平成28年から危機管理室により「設計・整備・工事」がされ、平成31年4月から瀬谷区において運用・維持管理が開始されました。 運用開始2年目の令和2年度です。●修繕費：●千円となっておりその他の支出として●年間保守点検費：●千円 ●通信費：●千円/年 ●光熱水費：●千円/年【令和2年度維持管理費合計額：●千円】となっています。 また、3年に一度バッテリー交換を実施する必要があり、その費用は●千円となっています。 	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他 ()	
◇区民からの具体的な要望	
【瀬谷区】瀬谷北部連合、本郷連合、瀬谷第二連合の3連合自治会長から、市長及び市会議長あてに「境川の川沿いへの防災無線の設置」にかかる陳情をいただいた。	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
【総務局】 H28：基本設計 H29：実施設計 H30：工事着手 【瀬谷区】 H31.4月：運用・維持管理開始	
◇提案内容・概算額等	
<ul style="list-style-type: none"> 市内では防災スピーカーの設置・工事業が危機管理室により進められており、その運用は【危機管理室⇒維持管理事務及び予算計上】【各区⇒発報操作（一部）】となっています。 防災スピーカーは、精密機器でありながら屋外に設置されているため、経年とともに多くの修繕が必要となる可能性が高く、区づくり推進費（自主企画事業費）での対応は、年々困難となることは避けられないと考えています。 市防災スピーカーと区防災スピーカーの運用開始年度はともに「平成31年度」となっています。本来であれば区防災スピーカーは市防災スピーカーとして設置・運用されるべきであったと考えています。 これらのことから、瀬谷区境川流域に設置された当該防災スピーカーについても、現在危機管理室が設置・工事している防災スピーカー同様、【危機管理室⇒維持管理事務及び予算計上】【各区⇒発報操作】としての運用を希望するものです。 ●共通区 防災スピーカー年間保守管理費（令和2年度） 【西区】 光熱費・通信費：●千円 保守修繕委託費：●千円 計 ●千円/年 	
◇参考：区執行体制上の課題	
現行の体制で対応	
◇所管局	
所管局課	総務局緊急対策課

◆局回答内容

総務局		緊急対策課	
担当者名	伊藤・田村	TEL	671-3458

対応の有無	対応しない
対応する場合	◇対応の内容
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	瀬谷区境川流域に設置した防災用屋外スピーカーは区からの要望により設置したものであり、設置後の運用・維持管理は区が行うものとして調整されたと理解しています。引き続きその運用・維持管理の対応をお願いします。
	◇対応する場合の課題

令和4年度予算編成に向けた区提案反映制度調書

所管局名	健康福祉局	瀬谷区		高齢・障害支援課	
		担当者名	府川	TEL	367-5731
		共通区	6区(神奈川区、西区、保土ヶ谷区、金沢区、青葉区、緑区)		
		継続年数	新規		

提案種別	
制度関連	
番号	項目
9	避難行動要支援者に対する実効性のある避難支援の実施に向けた運用方法等の検討
◇地域の課題、基礎データ等	
<p>東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占め、障害者の死亡率についても、被災住民全体の死亡率の約2倍になったと推計されています。このような傾向は、過去の大規模な災害でも同様であり、要援護者支援の取組強化が急務となっています。東日本大震災後、全国的に避難行動要支援者(高齢者、障害者等)名簿(平成25年に作成義務化)については普及が進んだものの、いまだ災害により、多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保に課題があります(近年の災害における犠牲者のうち高齢者(65歳以上)が占める割合 令和元年東日本台風:約65%、令和2年7月豪雨:約79%)</p> <p>これらの状況を踏まえ、令和3年5月に災害対策基本法等の一部を改正する法律が施行され、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、市町村に個別避難計画の作成が努力義務化されました。</p> <p>本市においても災害時要援護者支援名簿の作成等の取組は進んでいるものの、実際の避難行動への実効性のある運用については課題があり、検討していく必要があります。</p>	
◇地域ニーズ等の収集手段	
<input type="checkbox"/> 1 日常の窓口対応等 <input type="checkbox"/> 2 市民からの提案等 <input type="checkbox"/> 3 地区担当制 <input checked="" type="checkbox"/> 4 地域懇談会等 <input type="checkbox"/> 5 区民アンケート <input type="checkbox"/> 6 区民要望 <input type="checkbox"/> 7 関係団体からの要望 <input type="checkbox"/> 8 その他()	
◇区民からの具体的な要望	
<p>災害時に、要援護者名簿をどのように活用すればよいか分からない。災害時要援護者の中には要介護認定者が多く含まれており、介護事業者等(ケアマネージャーや計画相談員等)や行政との役割分担を明確にしてほしい。</p>	
◇これまでの区としての対応 ※区運営方針に位置づけられているものはその旨記載してください。	
<p>瀬谷区区政運営方針の目標達成に向けた施策「3 安全・安心のまちづくり」の中で、災害に備えた危機管理対策や地域の防災体制の強化に向けた取組を進めることとして位置づけられています。</p> <p>また災害時要援護者支援名簿の作成や、ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業などを実施し、平時から互いに見守り支え合う関係づくりの啓発に努めています。</p>	
◇提案内容・概算額等	
<p>近年の他都市での災害の状況や、改正後の災害対策基本法を踏まえ、避難行動要支援者の避難行動が実効性のあるものとなるよう、全市統一的な運用の検討を提案します。</p> <p>また検討の際には、健康福祉局及び総務局関係課において連携し、各区(総務課、福祉保健課、高齢・障害支援課等)の意見を十分に聞きながら進めていただきたい。</p> <p>検討事項としては、例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> ○優先的に避難行動支援を行う対象者の整理 <ul style="list-style-type: none"> ・浸水想定区域等の危険区域内に居住する要援護者の洗い出し(各種ハザードマップにて確認)等 ○現実性を考慮した地域の役割設定、仕組みづくり <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の安否確認を誰がするのか ○安否確認後の避難について <ul style="list-style-type: none"> ・避難するか否かの判断を誰がするのか ・対象者が意思確認が難しい場合・動かすことで身体の状況が悪化する危険性がある場合の対応 ・避難させる場所の検討(福祉避難所への避難の検討)、避難先への移送方法 ○平時の準備、啓発等 <ul style="list-style-type: none"> ・震災と風水害とで避難行動が変わることから、災害特性に応じた避難確保計画の作成 ・より実効性のある個別避難計画様式の検討 ・支援を行う側への全市統一的なマニュアル提示や研修の実施 ・対象者への、自身の状態にあわせて日頃からできる減災活動や自行動の提示、啓発といったようなものが想定されます。 	
◇参考：区執行体制上の課題	
<p>現行の体制で対応</p>	
◇所管局	
所管局課	健康福祉局福祉保健課

◆局回答内容

健康福祉局		福祉保健課	
担当者名	村尾 中村	TEL	671-4056

対応の有無	対応する
対応する場合	◇対応の内容
	<p>改正災害対策基本法を踏まえた個別避難計画の策定については、現在、局内外の関係課と制度づくりに向けた意見交換を行うとともに、すでに取組を進めている区にもヒアリングを行っています。区は、これまでの要援護者支援事業の取組実績もあるので、責任職会議で情報共有していくほか、意見交換の場を設けるなど、連携して取り組んでいきます。</p> <p>また、外部も含め様々な関係者と調整しながら、国の示す指針等を参考に、横浜市規模で実施するために必要な要素を踏まえ、統一的な制度設計を検討していきます。</p>
対応しない場合	◇課題に対する局の考え方
	◇対応する場合の課題